

国第一百回会  
参議院選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

昭和五十八年十一月二十六日(土曜日)

午前十時一分開會

十一月二十六日 辞任 葉賀の異動

高杉  
田中  
武德君  
忠正  
已君

日黒今朝次郎君  
村田秀三君

出處者註

委員長  
松浦功君

委員

|               |                 |        |
|---------------|-----------------|--------|
| 衆議院議員         | 大川 清幸君          | 田代富士男君 |
| 國務大臣          | 栗林 卓司君          | 山中 郁子君 |
| 政府委員          | 天野 公義君          | 前島英三郎君 |
| 事務局側          | 山本 幸雄君          |        |
| 参考人           | 岩田 優君           |        |
|               | 高池 忠和君          |        |
|               | 皆川 迪夫君          |        |
|               | 紀平 悌子君          |        |
|               | 鎌形 寛之君          |        |
| 全国町村会事務<br>総長 | 日本婦人有権者<br>同盟会長 | 弁護士    |
|               | 日本婦人有権者<br>同盟会長 |        |

本日の会議に付した案件  
本邦公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提

- 汚職再発防止のための政治資金規正法の改正に関する請願（第一一二四三号外一二八件）
- 公職選挙法改悪反対に関する請願（第一一七一二号）
- 継続調査要求に関する件

|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     |     |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|--------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 村田 | 丸谷 | 高杉 | 大木 | 村上 | 宮島 | 藤野 | 長谷川 | 中西 | 竹山 | 小林 | 斎藤宗三郎君 | 靜馬君 | 國司君 | 二郎君 | 岩上 | 多田 | 上野 | 田沢 | 関口 | 金丸 |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 武德君 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 賢二君 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 漫君  |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 正邦君 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 正吾君 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 她忠君 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 金保君 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |        |     |     | 秀三君 |    |    |    |    |    |    |

○委員長(松浦功君) ただいまから選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

## 第二十二部 選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

昭和五十八年十一月二十六日

七五

と申しますのは、現在の二日間の立候補届け出期間を一日に短縮するということによりまして、実質的にこの公報発行に要する期日がそれほど短くなるわけでございませんので、特殊な場合に一つの工夫は必要かと思いますけれども、大多数の場合に発行に支障はなかろう、このように考えらるるところでござります。

次に、選挙運動の問題につきましては、立会演説会の廃止ということが取り上げられてございま

まず第一に、選挙運動期間の短縮の問題でござ  
おりましたので、何らかの機会に私が得ました感  
触等を御参考に、結局は私の個人の意見として申  
し上げたいと存じます。  
○参考人(皆川迪夫君) 私は、ただいま御紹介い  
ただきましたように、全国選舉管理委員会の事務  
総長をしている者でございます。したがいまし  
て、せつかくの機会でございますので、なるべく  
多くの町村長さん方の御意見を踏まえて御意見を  
申し上げるがしかるべきかと存じますが、急な  
御指定でございましたので十分時間的な余裕がご  
きいませんでした。ただ、かねてからこの問題に  
ついては私どもの会の方でも多大の関心を寄せて  
おられたので、何らかの機会に私が得ました感  
触等を御参考に、結局は私の個人の意見として申  
し上げたいと存じます。

いますが、私どもは、理想の姿から言えば選挙運動期間はある程度十分な期間があつて、この期間を通じて候補者と選挙民の接触ができるということが望ましいとは考えております。しかし、現在の選挙の実態からいたしますと、かなり過熱をしておりまして、選挙運動にかかる費用も非常に多くなつてゐるという面もございます。また、選挙の宣伝、周知のためのいろんな手段が多角的に発達してまいりました。そのような点を考えますれば、一般的に、今度提案されておりますような選挙運動の短縮ということはやむを得ないと申しますか、ある面においては妥当な措置であろう、かと考へております。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、全国町村会事務総長皆川迪夫君、日本婦人有権者同盟会長紀平悌子君、弁護士鎌形寛之君、以上三名の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ござつて申上げます。

本日は、皆様にはきわめて御多忙中のところ本委員会に御出席をいただきましてることにありがとうございます。本案につきまして皆様から忌憚どうござります。本案につきまして皆様から御意見をお聞きいたいと存じます。また、発言の際はその都度委員長の許可を受けることになりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、まず皆川参考人にお願ひをいたしました。

なお、議事の進行上、参考人の方々にはそれぞれ十五分程度御意見を順次お述べを願い、陳述が終わりました後に各委員の質疑にお答えを願いたいと存じます。また、発言の際はその都度委員長の許可を受けることになりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

参考人（皆川迪夫君） 私は、ただいま御紹介いたきましたように、全国選挙管理委員会の事務総長をしている者でございます。したがいまして、せつかくの機会でございますので、なるべく多くの町村長さん方の御意見を踏まえて御意見を申し上げるがしかるべきかと存じますが、急な御指定でございましたので十分時間的な余裕がございませんでした。ただ、かねてからこの問題については私どもの会の方でも多大の関心を寄せておりましたので、何らかの機会に私が得ました感觸等を御参考に、結局は私の個人の意見として申し上げたいと存じます。

まず第一に、選挙運動期間の短縮の問題でござ

私どもは、立会演説会はスターの時代からしばらくの間かなり有効な選挙行為の手段であったと考へてまいりました。相当の関心を集めました

が、その後の候補者の評判にかなりの大きな影響を持ったように思います。しかし最近の実情は、どちらかといいますとむしろ弊害の面が目立つてまいりました。

立会演説会の空洞化ということが言われてまいりました。したがいまして、今日これを廃止するのもやむを得ない、このように考えます。町長あるいは市長の任意制の立会演説会につきましては、任意制であるから残してもいいじやないかという御意見もあろうかと思いますが、もともとの手本になる演説制度がなくなるわけござりますので、強いてこれを残すことものがでありますから残してもらいたいと思います。

立会演説会は、その立場は主権者ということが言われば、その立場に立つての改正というものが行われてこなかつたということをつくづく思うわけでございます。

私が最初に参政権を持ちましてから投票したのがたしか第二回の衆議院選挙だつたと思います。

それから、一有権者として、これは一票を投げるということだけではなくて、積極的に、出たい人

がたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

この選挙運動に関連しましては、テレビによる政見、経歴放送あるいはラジオ、テレビの放送等、別の手段が認められておるようございまして、そういうことを総合的に勘案します

ならば、この改正案に賛成するものでございま

す。

なお、早朝七時から八時までの街頭演説会ある

いは連呼行為等について新しく制限が加えられる

ようございますが、これは私どもも妥当な措置

でござりますが、このように伺っております。

○委員長(松浦功君) ありがとうございます。次に、紀平参考人にお願いいたしたいと思います。紀平参考人。

○参考人(紀平悌子君) 遅刻をいたしまして申しわけございません。委員長初め当委員会におきまして、この機会をお与えいただきましたことを深く感謝をいたします。

私は、きよよここで何を申し上げるべきか、長い市民運動の中で選挙と政治をきれいにする、公正なものにするという運動をしてきた中で、何を申し上げたらいのかいろいろと迷つてまいりましたが、まず私の所感を申し上げさせていただきた

いと思います。

今回の公職選挙法の改正ばかりでなく、戦後の法律ができまして以後の公職選挙法の改正の都度思つてございますが、選挙は有権者のもの、

国民は主権者ということが言われば、その立

場に立つての改正というものが行われてこなかつたということをつくづく思うわけでございます。

私が最初に参政権を持ちましてから投票したのがたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

それから、一有権者として、これは一票を投げる

ということだけではなくて、積極的に、出たい人

がたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

この選挙運動として参加するという機会が狭いこと

がたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

これは具体的に申し上げますと、いま有権者が

積極的に選挙参加をしようと思って試みますとき

に許されております手段というものは、大変限ら

れています。ちょっと項目だけ申し上げさせて

いただきたいと思いますが、投票立会人になる

への参加ということでは、法律三十七条で、投票

管理ととなることができる。あるいは法三十八条

でございますが、投票立会人になることができ

る。それから開票の管理者となることができる。

開票の立会人となることができる。このような選

挙管理には参加の方法がござります。また選挙立

候補者の行う法定の新聞広告または選挙公報を利用して、これを友人同士で読み合うというようなことは屋内等ではできます。それから、特定の候補者を推薦することを決議することはグループでできます。あるいは、確認団体が選挙活動用ポスター、ビラを所属候補者のために使用することを手伝うことができます。あるいは、言論による選挙運動ということになりますと、立会演説会において応援演説をすること、街頭演説をすること、幕間演説をすること、あるいは個人演説会において応援演説をすること、電話により選挙運動をすること、個々面接により選挙運動をすること、選挙に関してカンパをすること、こういうふうに非常に有権者の選挙運動ということになりますと、立会演説会において応援演説をすること、あるいは個人演説会において応援演説をすること、電話により選挙運動をすること、個々面接により選挙運動をすること、選挙に関するキャンペー

ンを実践すること、こういうふうに非常に有権者の選挙運動を支えております。そして、公職選挙法がいま多々不十分であるということは私

も同感でございますけれども、もし公職選挙法を抜本的に改正するとすれば、選ぶ手続の問題が

種々あると思います。たとえば、いまの運動期間がこれで妥当かどうかということも検討されるこ

とはいいと思います。

それから、情報を媒体するチャンスというものをもう少し改善した方がいいと思います。たとえば立会演説会は、いまは支持者のみが集まるとい

うふうなチャンスになってしまっている。そして立会演説会は、いまは支持者のみが集まるとい

る。そして、むしろ制約すべきは違法である事前運動であるというふうに私どもは考えております。

公職選挙法全体が妥当なありようではな

いと思っております。第一、自由化を言いながら

非常な制限選挙になつてゐる。先ほど、特に第三

回の公職選挙法の改正ばかりでなく、戦後の法律ができまして以後の公職選挙法の改正の都度思つてございますが、選挙は有権者のもの、

国民は主権者ということが言われば、その立

場に立つての改正というものが行われてこなかつたということをつくづく思うわけでございます。

私が最初に参政権を持ちましてから投票したのがたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

それから、一有権者として、これは一票を投げる

ということだけではなくて、積極的に、出たい人

がたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

この選挙運動として参加するという機会が狭いこと

がたしか第二回の衆議院選挙だつたと思いま

す。

これは具体的に申し上げますと、いま有権者が

積極的に選挙参加をしようと思って試みますとき

に許されております手段というものは、大変限ら

れています。ちょっと項目だけ申し上げさせて

いただきたいと思いますが、投票立会人になる

への参加ということでは、法律三十七条で、投票

管理ととなることができる。あるいは法三十八条

でございますが、投票立会人になることができ

る。それから開票の管理者となることができる。

開票の立会人となることができる。このような選

挙管理には参加の方法がござります。また選挙立

者が積極的に選挙に参加をし、出したいと思う候補者を支持したりあるいは政党を支持したりというチャンスが余りにも少ないということを冒頭申し上げました。この辺での法改正ということは抜本的に必要だというふうに私は思っています。

公職選挙法の手直しというものが五十年、五十六年、五十七年、そしてことしと、最近では連続して四回行われておりますが、五十年の選挙二法の三木改正以来、これはやはり管理選挙、国民に寄らしむべからずという方向で改正が行われているということを考えますとき、その一連のこととして今回の公職選挙法の改正にも反対をせざるを得ないわけでございます。参議院は解散もないわけでございますので、ぜひ十二分にこのことを御審議なさるということを望みたいと思います。会員あるいは一緒に運動しております市民運動、婦人運動の方々の意見も私の言葉の中で申し述べさせていただいたつもりでございました。

公職選挙法の改正是、いわゆる選ぶ手続としてのさまざまな手段、文書による手段あるいは演説による手段というふうなことでの改正是、私が先ほど申し上げましたような自由化の方向、第三者が自由に、出たい人より出したい人で参加ができるという方向で手続法も改正をした方がいいと思つておりますけれども、基本的に一番いま必要とされておりますのが、先ごろ十一月の七日に最高裁の大法廷で判断の出ました、あれは衆議院の場合でございますが、議員定数不均衡。逆選区まで出ており、そして五十年改正以来手がついでない最高裁の判決をぜひ深くお読み取りをいただきたいと思うわけでございます。

いま、金のかからない選挙あるいは公正な選挙

挙、特にこの公正な選挙というのは国民、有権者の意見が十二分に反映される公正なシステムといふことでございますが、この一番基本のものは定数の問題だと思つております。この定数配分がこの議院の場合も一対四、七以上になるのではないかというふうに推察をされております。その状況の中、特に十月七日には、法令は合憲であるが、中で、特に十二月七日には、法令は合憲であるが、少數意見の中で、もし次の選挙以降直さなければこれは違憲、無効という判断を出してやむを得ない場合もあるとまで一裁判官はおっしゃっておられる。それから六名の裁判官が主流の意見とは違う意見をお出しになっている。これは五十一年の最高裁の違憲判断の線で出しておられる。そういう八対六対一といったよくなこの定数は正問題に対する裁判所の意見が出ておりますのに、その五十一年の最高裁の違憲判断の後、実質的な審議となるものは衆議院においても当参議院におかれましておやりになつてないという事がございました。

いただきました時間はたしか十五分だと思いまして、定数は正の問題に触れさせていただきたいと思います。

公職選挙法の改正是、いわゆる選ぶ手続としてのさまざまな手段、文書による手段あるいは演説による手段というふうなことでの改正是、私が先ほど申し上げましたような自由化の方向、第三者が自由に、出たい人より出したい人で参加ができるという方向で手続法も改正をした方がいいと思つておりますけれども、基本的に一番いま必要とされておりますのが、先ごろ十一月の七日に最高裁の大法廷で判断の出ました、あれは衆議院の場合でございますが、議員定数不均衡。逆選区まで出ており、そして五十年改正以来手がついでない最高裁の判決をぜひ深くお読み取りをいただきたいと思うわけでございます。

いま、金のかからない選挙あるいは公正な選挙

の意見が十二分に反映される公正なシステムといふことでございますが、この一番基本のものは定数の問題だと思つております。この議院の場合も一対四、七以上になるのではないかというふうに推察をされております。その状況の中で、特に十二月七日には、法令は合憲であるが、少數意見の中で、もし次の選挙以降直さなければこれは違憲、無効という判断を出してやむを得ない場合もあるとまで一裁判官はおっしゃっておられる。それから六名の裁判官が主流の意見とは違う意見をお出しになっている。これは五十一年の最高裁の違憲判断の線で出しておられる。そういう八対六対一といったよくなこの定数は正問題に対する裁判所の意見が出ておりますのに、その五十一年の最高裁の違憲判断の後、実質的な審議となるものは衆議院においても当参議院におかれましておやりになつてないという事がございました。

○委員長(松浦功君) ありがとうございます。鎌形参考人。

最後に、鎌形参考人にお願いいたします。鎌形参考人(鎌形寛之君) まず、意見を申し上げます。そして、その面には手をつけずして、たとえば五十七年の、これも自民党の提案でいらっしゃいましたけれども、参議院の拘束名簿式比例代表制の全国区への導入といったような大改革といふものはなさつてこられておる。そして、そういうふうなるとすれば、もつともっと基本的な問題について掘り下げてやつていただきたいと思うわけでございます。

特に、参議院の違憲状態というのは、この定数が決められて以後一回も本格的には直されていないという状態があるわけでございますから、優先順位としてはこれを第一位にしていただきたかった。今回の公職選挙法の一部改正是、いわば選挙運動の末端で直接有権者の方に働きかけるという立場の方の事件が大部分でございます。したがいまして、選挙運動の主体である候補者自身のお立場とかあるいは選挙を管理、執行する立場とか、そういう立場に立つて選挙運動を見た経験はございませんので、私がこれから申し上げること

しかなつてくるでしょう。それから、立会どころか公報も発行されていないというふうな町村段階のことをお考えくださいと多くのサラリーマンというものは、日曜日が入つておりませんので、候補者の姿あるいは声に一回も接することなくして投票に臨まなきやならないという状況も出てくるわけございます。小さい村や町だからといってこれはおろそかにできない問題でありまして、この辺になりますと有権者の選ぶ機会というものをある階層に対しては全く奪うということにもなるわけだと思います。

ぜひこの問題は慎重に御審議をされたいということをお願いしまして、二十五分までが私の時間だそうでございますので、この辺で陳述を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

ぜひこの問題は慎重に御審議をされたいということをお願いしまして、二十五分までが私の時間だそうでございますので、この辺で陳述を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

最もおやりになつてないという事実がございまして、その面には手をつけずして、たとえば五十七年の、これも自民党の提案でいらっしゃいましたけれども、参議院の拘束名簿式比例代表制の全国区への導入といったような大改革といふものはなさつてこられておる。そして、そういうふうなるとすれば、もつともっと基本的な問題について掘り下げてやつていただきたいと思うわけでございます。

特に、参議院の違憲状態というのは、この定数が決められて以後一回も本格的には直されていないという状態があるわけでございますから、優先順位としてはこれを第一位にしていただきたかった。今回の公職選挙法の一部改正是、いわば選挙運動の末端で直接有権者の方に働きかけるという立場の方の事件が大部分でございます。したがいまして、選挙運動の主体である候補者自身のお立場とかあるいは選挙を管理、執行する立場とか、そういう立場に立つて選挙運動を見た経験はございませんので、私がこれから申し上げること

は、大体一般国民の立場、あるいは第一線で選挙運動に取り組んでいる方の立場、そういう立場から意見を申し上げたいというふうに思います。

今度の改正案について御意見を申し上げる前にはつきりさしておかなければならぬ重要な問題が二つあると思います。

まず第一は、現在のわが国の議会制民主主義の位置、意味を持つてゐるものなのかということをはつきりさせておくことが一つでございます。それから、そのためにはどういう選挙が要求されるのかということです。それからさらには、現在の公職選挙法は、そういう立場から見て果たして適当な法律であるのかないのかという問題を避けて今までの改正案そのものについて論評することはできないことではないかというふうに思つております。

それで、まず選挙の持つてゐる意味ですが、御承知のように、わが国の議会制民主主義制度においては、まず選挙があつて、選挙によつて選出されました議員さんが法律をつくる、その法律の枠内で行政が執行される、不当な行政の執行があればそれを司法機関が救済する、そういう仕組みになつております。こういう仕組みのもとにあります。それは選挙がまず一番出発点になつてゐる。たとえば言えば、選挙は議会制民主主義の土台であるんじやないかというふうに思つております。この土台が正しくない、あるいはしっかりと立てていなければそれを司法院が救済する、そういう仕組みになつております。その間、かなりの数の選挙違反事例を扱つた経験がございます。そういう意味で、実際の選挙運動はどういうふうに行われているのか、その辺の事情については一応知つてゐるつもりでございます。そういうふうな私の経験と、それからもう一つは、私が一有権者であるというような立場、その二つの立場から意見を申し上げたいと思います。

私は弁護士として幾つかの事件に立ち会つてはきましたが、それらの事件は大部分は、いわば選挙運動の末端で直接有権者の方に働きかけるという立場の方の事件が大部分でございます。したがいまして、選挙運動の主体である候補者自身のお立場とかあるいは選挙を管理、執行する立場とか、そういう立場に立つて選挙運動を見た経験はございませんので、私がこれから申し上げること

の一部でございますが、選挙問題に関連しましてこういうことを言つております。「主権者としての国民の政治的活動の自由——すなわち、国民が國の基本的政策決定に直接・間接に関与する機会を持ち、かつそのための積極的活動を行う自由——は、これなくしては発展した民主主義国家における政治的支配を正当づける根拠を欠くものであるから、憲法は一五条、一六条、二一条の各規定でこれを保障していると解される。ことに、憲法二一条の定める表現の自由の保障は民主主義國家の不可欠の要件であつて、国民の基本的人権のうちでもとりわけ重要なものであることは異論の余地がない。」というようなことを言つております。こういうような議論は裁判所が考へているだけではなくて、通説的、一般的に承認されている私もこのような考え方とほぼ同じ考え方をとっているわけであります。あるべき選挙の姿としては、そういうような考え方の上に立つて、まず有権者に必要な情報、有権者が判断するために必要であり、十分な情報が有権者に届けられなければならないというのが第一点でございます。それから第二点は、有権者は、消極的に与えられた情報を受け入れるという立場だけではなくて、有権者みずからが何らかの形で選挙に参加できることが、そういうような二つの自由が認められなければ、本当の意味の国民が主体となつた選挙とは言えないのでなかろうかというふうに考えております。

こういうような観点に立つて現在の公職選挙法を見てみると、私は弁護士という仕事をやつておりますので、一応法律の専門家ということになつておりますが、私たちが公職選挙法をずつと読んだだけではなかなか理解できません。非常に制限規定が複雑多岐にわたっております。一体こういう行為をやつて果たして公選法に触れるのか触れないのかというような質問をよく一般の方々から私たち受けます。しかし、即座にその場で答えることがむずかしい質問が非常にたくさんあるわけです。その都度公選法をひっくり返してみで、幾つかの条文の関連を考え、その上でこれがこうなるのじゃなかろうかという程度の回答しかできない。そのようにいまの公職選挙法は複雑難解で、国民には非常にわかりづらいものになつております。国民が安心してここまでではできるんだと、そういうような形の公選法にはなつておりません。

それからもう一つは、公選法の選挙運動に関する規定であります。非常に制限規定が多い。選挙法を読んでみると、これもだめだ、あれもだめだ、これは制限される、これは禁止される、そういうような禁止規定の羅列であります。私の友人で、ある弁護士が、一部の有権者の方から公職選挙法について解説書を書いてくれ、そしてわかれが見てもわかるような簡単明瞭なものを書いてくれと言われて、非常に苦心慘憺として解説書を書いたといふことがございますが、そのでき上がりたものを見ましたところ、これじゃ結局何もできないんじゃないか、こんな解説書をもらっても何の意味もないんじゃないかといふ批判が出まして、結局その解説書は日の目を見なかつた、それが実際もございます。そういうことで、現在の公職選挙法の制限規定が非常に多過ぎて自由な明るい選挙ができるための結果ではなかろうかというふうに考えております。

それからもう一つは、こういうような公職選挙法が施行せられて、私たちが選挙違反事件を取り扱うわけですが、ほとんどの選挙違反事件で検査の対象になつた方々は、仮に有罪判決が出ても、自分は悪いことをしたなということで心から反省するという人は、私の経験から申し上げるとほとんどおりません。たまたまつまつたのは運が悪かったんだ、自分がやつたことは悪いことでも何でもない、当然のことをやつたんだけれども、公職選挙法が悪いためにたまたま私はひつかつてしまつた、よその人たちもみんなやつているのに自分だけがひつかつた、これは運が悪かつたんだ、そういうような受けとめ方をする人が非常にたくさんおられます。こういうことも、現在の公職選挙法が本来のあるべき選挙運動というものからかなり離れていた結果ではなかろうかといふふうに私は考えております。

そういうようないままで申し上げましたことは、いわば今度の改正案に対する私の意見を申し上げる前提の議論でございます。そこで今度は、改正案そのものについて簡単に私の意見を申し上

げます。

主な改正点は、一つは選挙運動期間の短縮の問題、それから選挙運動時間の短縮の問題と立会演説会の廃止の問題だらうと思つております。

まず期間の短縮の問題ですが、現在の選挙運動期間も、いまの公職選挙法の選挙運動規定を前提とする限りは十分なものではないんじやなかろうか。もつと自由に選挙運動ができるということになれば、これはおのずから期間はまた別の観点から考へてもいいのではなかろうかと思つますが、現在の公職選挙法の選挙運動の制限、禁止規定、それをさらに短縮するということは、十分です。それをさらに短縮するといふことは、その不十分に不十分を重ねる結果になりはしないかというふうに思います。

それともう一つは、こういうように選挙運動期間を短縮しますと、先ほど申し上げましたように、それじゃ事前運動に力を入れよう、告示以前の選挙運動を一生懸命やろう、そのためには警察の目を多少気にしながらも潜行した運動をやればいいんだといふふうなことになります。短縮した意味が結果としてはなくなつてしまふのではなくかうか。短縮してもしなくて、結局は潜行した選挙運動をさらに奨励する結果になつてしまふのではなかろうかといふふうに思つております。

それから時間の問題ですが、これは午前七時を午前八時に繰り上げるといふことです。私たち一般国民は大体午前七時には起きておりまます。中には出勤途上の人们も非常にたくさんいると思います。八時には会社に入る、あるいは八時ちょっと過ぎには会社に入つてしまつという方も多いらつしやることだらうと思います。そういうふうな方々に対しても何らかの働きかけをしようと思えば、早朝の時間はそれなりに貴重な意味を持つているのじゃなかろうかといふふうに思つます。したがいまして、この時間短縮についても、今までさえ不十分な選挙運動の自由が、この時間



の材料というものを送つてやらなきゃいかぬでしょう。そのことが保障されなければ公平な選挙ということにならないのじゃないかと思うのです。ですから、これなんかはどうやってみても物理的に不可能なことを強いるのではないかと思うのです。

交通やそれから通信、いろんなものが発達している地域の方々のところと、それからこどしも四年連続冷害で大変な東北、北海道、こういった地域の人たちに対し、皆さんの方で御意見を何か集約をされたでしょうか。この期間短縮の問題をめぐつたり選挙時間を縮めたりという問題なんかについて。もう一つ実態がね返ってくるような感じで受けとめられるような話がなかつたのですから。

○参考人(皆川迪夫君) 私は、選挙というのは、選挙人に対する候補者の周知を初めといたしまして、公の手続によってだけこれをやるということが正當な道であるとは必ずしも考へないのであります。現実の問題としては、もちろん立候補届け出があり、公示があつて決定をされるわけでございませんけれども、現実にはそれ以外にいろんな方法で社会的に候補者が大体出るということがわかっております。そういうことが前提としてかなりあります。したがつて、そういうことのためには選挙運動の期間が短縮をされましても必ずしもそれは影響がないのではなかろうか。外国旅行をするとか遠い旅行をたくさんされることもありますので、そういうことまで含めて考へるならば不在者投票というものを別に考へる必要はあるうと思いますが、選挙運動期間の短縮と直ちに結びつけて、そのためにはすべきではないという結論にいくのはいかがなものであろうか、このようになります。

なお、東北、北海道等につきまして特別にこの点について議論があつたことは聞いておりません。

○上野雄文君 七時から八時に選挙運動開始時間

私の方でも、一体どういうことをお考へなのかなという中身がちょっとわからなかつたのですから。実はきのう提案者の方から、選挙運動迷惑論がずつとこここの場で展開されたわけです。ボリュームいっぱい上げてどなつたりなんかするのもうかつたのですから。

大変な迷惑なことだし、それから選挙運動の期間が長いのもやあやあ騒がしくて大変な迷惑なことなんだ、こういう論法が展開されまして、選挙運動迷惑論というのは、選ぶ側の人たちも、それから選ばれる側の人たちにとつてもすいぶんばかりにした話だなど私は受けとめているわけなんですけれども、その妥当だと言われた中身について皆川先生のお考へをお示しをいたければと思うのですが、よろしいでしようか。

○参考人(皆川迪夫君) これはかねてから、あるいは迷惑というような議論が背景にあつたのかもしませんけれども、いろんな点で朝はもう少し遅くてもいいじゃないかという議論があつたようになります。現実の選挙運動としては、正式の選挙運動といふのは、なかなか一致をすることがむずかしい点があります。選挙人によって幾つかの提案はされると思いますが、大方の人が一致をするという案がなかなか出でこないということが、だんだんと弊害の点にちるん人によつて幾つかの提案はされると思いますが、大方の人が一致をするという案がなかなか出でこないということが、だんだんと弊害の点にだけ着目をしていろいろ制限が強化されてきたというのがいままでの経過であるかと思いますが、その点は、これは競争の世界でございますから、なかなか一致をすることはむずかしい点があるのもやむを得ないのでなかろうか。したがつて、選挙人としては、正式の選挙運動といふのほかに、日ごろから候補者を選択し政党の政見を選択するというようなところに重点を置いて、スタートラインに立つてからの運動について期待をする、と言うと語弊がございますが、日ごろの、本質としてどれだけの価値があるのか、こういう疑問は前からあるわけでございまして、そういう疑問は前からあるわけでございまして、そういうこと等加えまして朝の八時まで御遠慮するということはしかるべきことはなかろうか、かようになります。

○上野雄文君 私は栃木県の選挙管理委員会の書記をしていましたことがありまして、皆川先生のいろんな選挙法のお話を伺つたり、かばんを持って益子方面と一緒に選挙法の説明会に行つたりした経験を持つてゐるのです。

それで、いま、スピーカーによつて騒音をまき散らすという、これはある面では騒音公害の一つだというふうに一般的な議論としては言えるかもしませんけれども、選挙の法律の面にずっとダメ

ツチをされてきた皆川先生に、こういうものをなくするためにどんな選挙運動の方法というものが考へられるかというようなことを、お差し支えなければお述べいただくことができればと思うのですけれども、長い間積み上げてこられた経験の中です。

○参考人(皆川迪夫君) 確かにお話しのよう、長い間議論をされましてなかなかいい方法が出てこないというのが現状であろうかと思います。もちろん人によつて幾つかの提案はされると思いますが、大方の人が一致をするという案がなかなか出でこないということが、だんだんと弊害の点だけ着目をしていろいろ制限が強化されてきたというのがいままでの経過であるかと思いますが、その点は、これは競争の世界でございますから、なかなか一致をすることはむずかしい点があるのもやむを得ないのでなかろうか。したがつて、選挙人としては、正式の選挙運動といふのほかに、日ごろから候補者を選択し政党の政見を選択するというようなところに重点を置いて、スタートラインに立つてからの運動について期待をする、と言うと語弊がございますが、日ごろの、本質としてどれだけの価値があるのか、こういうことを評価していくべきではなかろうかと思つております。

○上野雄文君 ありがとうございました。

○小林国司君 諸先生、どうもきょうは御苦労さまでござります。

私、冒頭に三先生に共通な物の考え方というものを先に申し上げてみたいと思います。今回の改正案は、主たる内容は三つございます。選ぶ方の有権者、あるいは選ばれる側の立場にある衆議院、参議院、あるいは地方首長、議員等の間に、今回の改正案につきまして賛否両論が渦巻いておると言つてもいいと思います。特に選ばれる立場の場合におきます、つまり候補者になるべき人の立場から見ますと、反対が多く種多様に分かれております。それは面積が広いとか狭いとか、あるいはその選挙がどういう選挙でありますかといふ立場、あるいは人口密度、交通の度合い、そういうことによって自分のやつてきた選挙、これからやるであろう選挙を通して、都合がいいか悪いかといふことから判断いたしますと議論が非常に分かれています。したがつて、各党派を問わず、また選挙の状況を問わず意見が個人個人で非常に違つておるというのが実態だと思います。

○上野雄文君 そこで、きょうおいでくださいました三先生は、特に全国の有権者を代表されて参考人としておいでいただきましたので、与えられた時間は往

入勧誘のための戸別訪問、そういうものを後援会活動に名をかりた選挙運動ではなかろうかということ、文書違反あるいは戸別訪問だということとで、検挙する例というのがかなりあるようでござります。

そういうことで、事前運動というのも、それが選挙期間中における運動も現在ではやつてゐることとはほぼ同じです。ただ、適用する罪名が、片方は事前運動違反、期間中になりますと、今度は罪名が制限外文書の配布というような名前、あるいは戸別訪問という名前に変わつてくるということで、適用の法律の名前が変わるのであつて、実態はそんなに変わつていいのじやないかというふうに思ひます。

復二十分でござりますので、いろいろお伺いしたことはたくさんござりますけれども、的をしづつお尋ね申し上げて、三先生におかれましては簡潔にひとつお答えをいただければ大幸幸いでございます。

まず第一の問題は、運動期間の短縮の問題でございますが、これは運動期間が長ければ長いほど選ぶ人と選ばれる人の意思の疎通ということができますから、つまり候補者的人柄、抱負、識見、実行力というものが運動期間が長ければ十分にわかつてもうえるというメリットはございます。しかし、これが長過ぎるということはまたいかがなものであろうかという問題が一方にはござります。そこで、現行の制度は長過ぎるのか、あるいは妥当なのか。今度の改正案の方がそういうことを総体的に考えてみて妥当なのかどうなのか。また、この改正案で運動の目的が十分果たし得るのか。そういうことにつきましては人によつていろいろ意見が違つておりますから、なかなかこれを総合判断して是か非かということは大変むずかしい問題だと私自身判断しております。

そこで最初に、皆川先生は、運動期間はいまの状態よりも改正案の少し短くした方が妥当である、こういう判断を持つていてるという意見をお述べになりましたし、特に、市は別にいたしまして、町村の首長あるいは議員の選挙等については七日間は長過ぎる、選挙公報の発行その他万般の事務的手段についても、長い経験から見て五日間で十分事務的な支障は起こらない、したがって町村の場合は全国大多数の意見が短い方がいい、五日間が妥当だ、こういう意見だというふうに拝聴いたしましたが、もう一つ上の段階の県の段階、特別市の段階、そういうことにつきましては意見を十分聞いてこられたのかどうなのか。その点まずひとつ簡潔にお尋ねしたいと思います。

○参考人(皆川迪夫君) 比喩が正しいかどうか知りませんけれども、五百メートル競走をするには五百メートル競走にふさわしいスピードがあるだろ。ところが日本の選挙はだんだんそれが三百

メートルになり百メートルになり、激しい競走を行われている結果、とても長くてやり切れないことがあります。しかし、かなりの人が持つておられる御意見でありますから、これは運動期間が長ければ長いほど立場から申し上げましたけれども、市、府県につきましても選挙運動期間は短くてもいいだらう、これが立場から申しますが、かなりの人が持つておられる御意見と理由をお聞きいたしましたので、それはわかります。

○小林国司君 鎌形先生と紀平先生につきましては、運動期間はいまでも短いぐらいである、したがつてこれを短くする改正案については反対です。こういうふうに大方の人人が考えておるよう伺つております。

○小林国司君 鎌形先生と紀平先生につきましては、運動期間はいまでも短いぐらいである、したがつてこれを短くする改正案については反対です。こういうふうに大方の人人が持つておられるよう伺つております。

次に、立会演説会の問題につきましてですが、これも選挙の内容によりまして千差万別だと思ひます。特に私の場合を御参考までに申し上げてみますと、私は過去全国区でやりましたときには立会演説会がございません。今度、一昨年でございましたが、参議院の地方区に選挙戦を挑みましたときには、回数は忘れましたが十数回の立会演説会をいたしました。ある会場では、定刻に参りますといふと、聴衆者が七名、選管の係の方が八名、選管の係の人よりも一人聴衆者が少ないのですから、まことに張り合ひのないことおびただしい。そのうち少しずつ人が参りまして、四十分間の持ち時間が終わるころには三十人になります。次は社会党の候補と弁士交代したわけでございましたが、聴衆者は總員入れかわりをいたしました。社会党候補がこれは私の中学の後輩で、よく知つた男で親しい男でございますが、この社会党候補が講演に入るときには、振り返つて見たら十名しかいなかつた。こういう全く何と申し上げまことにございましたが、聴衆が少ないのでございました。

○参考人(紀平悌子君) 簡潔にお答え申し上げます。

立会演説会の廃止というのはデメリットが大きいと思います。理由は、選ばれる方じやなくて選ぶ側の立場から言いますと、立会演説会がなぜお述べになつたと拝聴いたのでござります。立会演説会は残した方がいい、これを廃止することによって選挙が曲がった形になる、こういうふうにお述べになつたと拝聴いたのでござりますが、しからば、今度の改正案で廃止することによって何にもメリットがないのかという点について、両先生から御意見を簡潔に承りたいと思います。

○参考人(紀平悌子君) 簡潔にお答え申し上げます。十数回の平均聴衆の数は約四十名でした。これに引きかえまして、個人演説会は数十回行いました。別に動員をかけたわけではありませんが、その数は平均大体二百五十名。非常に考えさせられたわけでございます。

立会演説会を個人演説会にかえるということが多いか悪いか、これは私にもよくわからぬ面がございます。しかし、この立会演説会というものは、形を変えなければむなしい思いをなさる候補者が非常にたくさんおるのじゃないか。同時に、有権者もむなしさを感じるわけでございます。したがつて、立会演説会は農村部では廃止した方がいいという声の方が圧倒的に多い。しかし大都市あるいは市街地では、立会演説会はあつた方がいいという方がまたたくさんいらっしゃいます。これを総合判断して、今度の改正案がいいか悪いかということがありますと、なかなか判断のしにくい面がござります。

そこで、鎌形先生とそれから紀平先生は、立会演説会は残した方がいい、これを廃止することによって選挙が曲がった形になる、こういうふうにお述べになつたと拝聴いたのでござりますが、しからば、今度の改正案で廃止することによって何にもメリットがないのかという点について、両先生から御意見を簡潔に承りたいと思います。

○参考人(紀平悌子君) 簡潔にお答え申し上げます。十数回の平均聴衆の数は約四十名でした。それからまた、いろいろな媒体が発達いたしましたので、情報はほかからるとという傾向になつてゐることも事実ですが、立会演説会は、先ほど私が申し上げましたように、テレビ放映を公正な立場ですることによって生まれ変わることでございました。それから、立会演説会は行く人が減つてゐるといふふうに、全国的な統計でそんなこともお出しへなつてゐると思いますが、いわゆる町村合併留意をしていただきたいということでございます。それから、立会演説会は行く人が減つてゐるといふふうに、全国的な統計でそんなこともお出しへなつてゐると思いますが、いわゆる町村合併のことで減つてゐるという傾向もございますので、その辺も篤とお調べをいただきたいというふうに思います。

それから、私は、個々の立会演説会をどうするとか、それから選挙時間の短縮をどうするとかといふことでのみ公職選挙法の改正問題が取り上げられてゐることを非常に残念だと思っております。基本的な、いわゆるどういうふうな構造を持

つべきか。公職選挙法というのは国民が代表を選ぶ手続でございますので、最も大切な手続法だと思います。ですから公職選挙法全体を、部分的にこれはどうだという御質問になりますと、たとえば二十日がいいのか、あるいは十五日がいいのかということになりますと、その部分だけはちよつとお答えが出にくいというふうに申し上げたいと思います。

○参考人(鎌形寛之君) 立会演説会の問題ですが、この立会演説会を廃止することによって確かに一定のメリットはあると思います。どなたが一番メリットを受けるかというと、選挙を管理、執行する側の人たちです。つまり、行政の省力化という面で手間が省けるということで一つのメリットはあるかと思います。それからもう一つは、選ばれる側の中の一部の方々も、こういうものがなつてしまふだらうと思います。そういう方にとつては、これはなくなればそれだけ手間が省けるといふことでメリットじゃないかと思います。

しかし、一方のこれを廃止することによって受けれるデメリットの方が私ははるかに大きいのじやないかというふうに思います。それじゃこれを廃止することによってどんなデメリットを受けるのかといいますと、まず立会演説会そのものの趣旨ですが、これは複数の候補者の方に出ていただいて、お互いの候補者がそれぞれどんな意見を持つて、どこがどう違うのか、その辺を十分有権者に知つていただくというのが本来の立会演説会の趣旨じやないかと思うのです。そういうことを、これからさらには立会演説会のやり方を改善することによって十分所期の目的を実現できるような方法にするということ。その一つのやり方としては、候補者同士が一定の討論をできるという制度にしたらいかがかということと、もう一つは、聴衆が自分の聞きたいことを候補者に質問できるようにしたらどうかということ、それから第三点目として、立会演説会の模様をテレビで放映する。これはテレビの政見放送よりも立会演説会を放映した

方が視聴率是非常に高くなるのじやなかろうかと、いうふうに思います。

そういうことで、本来立会演説会の持つている趣旨を十分發揮するようやり方を改善することによって立会演説会を残しておく。改善すればそれ相応の意味を發揮できる立会演説会をここでなくしてしまうということは非常に大きなデメリットがあります。

○小林国司君 あと四分しかございませんので、紀平先生に最後に一つだけお伺いしたいと思います。今度の改正案をつづくよりも定数は正の方に取組んだ方がベターではないか、こういう御意見があつたようござります。定数は正につきましては、衆議院と参議院と両方の場合がございまして、衆議院の方は、確かにこれは違憲と言われても仕方のないような現状だと私も思います。したがつて、できるだけ早い機会に定数を直さなければならぬ、一票の重さを、格差が開かないようにしながら、投票は神奈川県でいたします。選ばれるのは鳥取県でございます。この鳥取県と神奈川県が一対五・七三という非常な格差が開いておりますが、鳥取県をゼロにする、あるいは一にすらあるところが、鳥取県をゼロにする、あるいは一にすらあるところにはまいりませんので、これをこのままにしておきますと、百五十二名の総定数を動かさない範囲でどんなに切り盛りしても、一対四以下に下げるということはほとんど不可能な状況でございます。鳥取県をなくさない限りは不可能でございます。こういうことになつてしまりますと、総定数をふやさなければ一対三ぐらにはこれほどなんなことをしてもできない、こういうふうな問題がござります。

そこでお尋ねは、総定数を動かしても、逆転現象と一票の比率の重さを三以内におさめるべきものであるのかどうなのか、この点を一言で結構ですからお伺いします。

○参考人(紀平悌子君) ちょっと一言でなく三言ぐらいにお願いしたいと思いますが、総定数の枠内では正していただきたいというのが立法府へのま鎌形参考人が、選挙はすべての出発点である、私たちの四十六年から申し上げているお願いでございます。今回の改正案は、昨日もいろいろ議論いたしましたけれども、こうした参政権を制限こそすれ充実させるものではない、これが大勢を占めているのでございますが、皆川参考人は、こうした

姿であつた。その後人口の移動が著しくなつて御承知のとおり逆転現象しておる。そこで、いまの問題は、参議院の地方区の定数がゆがめられた形になつておるということは事実でござります。

しかば、現在は沖縄が返還いたしまして二百五十二名、そのうち全国区、比例代表等を含めて五百名でござりますから、地方区は百五十二名。この總定数を動かさない範囲で切り盛りをして定数がはるかに大きいくらいのふうに考えておりま

す。それで、これは団体としてというか、私の場合は団体としての意見になりますので、まだどういふうにといふことはきちんと申し上げられませんが、私の物の考え方といふことは、やはり一対一の平等原則に限りなく近づけるといふことが目標でございます。ですから、それを政策上どういうふうにあそばすかは、それこそ立法府のお仕事であります。私どもが考へてきたことは、やはり一対一の平等原則に限りなく近づけるといふことが目標でございます。

そこで、一対四とか一対五とか、最大と最小を比べる考え方を少し古いと思います。いわゆるクオーターから上下何分の一なら許せるか。最大、最小で比べますと、鳥取がなくなりてしまうとか。ただし、一対四とか一対五とか、最大と最小を比べる考え方を少し古いと思います。いわゆるクオーターから上下何分の一なら許せるか。最大、最小で比べますと、鳥取がなくなりてしまうといふうことなどございません。鳥取をなくさない限りは不可能でございます。こういうことになつてしまりますと、総定数をふやさなければ一対三ぐらにはこれほどなんなことをしてもできない、こういうふうな問題がござります。

○小林国司君 ありがとうございます。終わります。

○田代富士男君 時間がありませんから、まとめて質問をいたします。

最初に皆川参考人にお尋ねをいたしますが、いま鎌形参考人が、選挙はすべての出発点である、こういう意味の御発言をされました。私もそのとおりであると思います。選挙は国民、有権者が政治に直接参加することのできる重要な機会であります。今回の改正案は、昨日もいろいろ議論いたしましたけれども、こうした参政権を制限こそすれ充実させるものではない、これが大勢を占めているのでございますが、皆川参考人は、こうした



おりまし、どういうところの御意見をおまとめになつたのかなと実は不思議に思つてゐるくらいでございます。それから、立会演説会は残して、そして立会演説会をひとまず放映することで見比べるということにテレビ媒体を使つたらどうかと

それから、何よりも申し上げたいのは、私どもの団体なんかが昭和二十年代の終わりからそれを言つておりますことは、百六十四条の三などの改正です。たとえば立会演説会、私たちには禁止規定と言つていますけれども、これは選管がやるといふことになつております。行政のみがいわゆる立会が実施できます。これはアメリカなどの選挙では、婦人有権者連盟などが、ほんどの地域で有権者サービスというふうな運動のやり方で、候補予定者あるいは選挙期間中の候補者を集めて、そしてその方たちの意見を聞く会、お茶の会、それから、いらっしゃる方は非常に自由に、お国ぶりというか、地域ぶりを發揮した、バンドまで連れてきてパーティーまでやつていますね。それでお話をただしちめんどくさく聞くのではなくて、肩をたたき合い、手を触れて、その方の物の考え方とかあるいはムードというか、人間性を知るというふうな非常に自由な第三者参加の選挙になつております。

いま日本の実情で非常にそれはフェアに行われるかどうかということで、これはかつては民間の立会ということもできたわけです。事実上の立会ができるわけです。いまは禁止になつております。この辺を私どもがどうやって行政、いわゆる官制の現在あるいろんな制度の中でも、たとえば立会的なものを民間でやりたい、どれだけ努力をしてきたかということは時間の関係で申し上げられませんが、個人演説会の連続開催というふうな方策をもつとして今まで私たちが知りたいところを伺つていて、いうようないふうな始末です。これは公選法違反にならないようにならんとやつておりますので、御安心いただきたいと思います。それを百六十四条の三を変えていただきまして、そういう

ところがら有権者参加の、候補者を知る機会提供という場を、あるいは方策を与えていただきたいらいいんではないか。現行法の枠内、これは改正前でございますが、改正前の現行法の枠内で申し上げられることと、いうのはそんなことでございま

す。それから街頭演説、七時から八時の件でマイク騒音、これは候補者の良識を疑つてゐるのではないか、これはまさにそのとおりで、つまり静かに政策をお述べになるというふうなタイプの七時からの発言者もございます。街頭宣伝のカーもござります。そういう話は朝お勝手をしながらでも聞こえます。耳を傾ける、十分そういった素地はあるわけございまして、中には、うちの方には今度の選挙ではちつとも選挙の事が回つてこないというふうな団地の奥さん方もあるところを見ますと、いろいろな御意見はある。ですから、単に一般的の騒音と一緒に、この大事な選挙戦の言論というものを騒音公害といふふうなことで片づけるということは、これはちょっと困ることではないかといふふうに思つております。もちろんその候補者の良識は従つて、八時からなるか、あるいは九時からなるか、あるいは夜は何時で打ち止めになるか、これは御自由の選択でいいと思つております。

それから地域によつては、朝遅くまで仕事、午前中まで仕入れとかなんかといふことでお働きになる中小のさまざまなお店の方々などは、朝七時からやられたまらないと、確かにそういうお声もありましょから、それはまさに、ベースは敷いておいて良識に任すといふことでいいと思つます。だれでもわめかれればその人は嫌になるわけですね。だからその辺は有権者の良識といふふうなふうに思つております。

それから、民主主義確立のためにこれがプラスかマイナスかということは先ほど申し上げたと思ひますが、これは民主主義確立のためマイナスになりますが、これは民主主義確立のためマイナスになります。それから第二点目は文書の問題ですが、文書は、現在は制限的にこういう文書だけならないという定め方をしていますが、これを逆に文書は原則として自由だといふに改めるべきではないかとおもいます。そして特定の文書、たとえばそれが著者のかわらないような怪文書とか、個人を誹謗、中傷するような文書とか、そういうような特定の文書について一定の制限をすることをやむを得ないかもしませんが、まじめに政策を訴えるような文書については原則として自由化すべきではなかろうかといふふうに思つてあります。この二点だけでも、選挙はずいぶん違つたものになるのじやなかろうかと思います。

それから、第二番目の政治資金規正法との関係ですが、これは一言で申し上げますと、たとえば、政治献金で私的ない利益を期待するような献金につけて、いろいろ先ほどから問題になつていま

ないということは冒頭申し上げたように思ひますので、簡略させていただきたいと思います。

○参考人(鎌形亮之君) 三点ございますので、ごく簡単に申し上げます。

まず第一点の、現行の公職選挙法の不合理さを解消するには具体的にどういう方法があるかと

いう御質問だと思いますが、幾つもあると思いま

すが、重要な点を二つだけ申し上げておきます。

一つは、戸別訪問を自由化することだと思います。この戸別訪問の自由化については、裁判所の判例の中でも最近五六件、これはいずれも最高裁判ではございませんが、五、六件、戸別訪問の禁止は憲法違反であるというような判決が出てきております。今後裁判所の傾向も、長い目で見れば、戸別訪問禁止は憲法違反だという方向で進んでいくのではなかろうかといふふうに考えております。私個人としては、こういう制限は憲法二十一条に反して憲法違反であるといふふうに考えております。したがいまして、この戸別訪問をまず自由化すること、これによって選挙は非常に活性化していくのじやなかろうか、そして陰に隠れてこそそやるような選挙はなくなるのじやないだらうかといふふうに考えられます。

それから第三点目は文書の問題ですが、文書

は、これまで仕入れとかなんかといふことでお働きになる中小のさまざまなお店の方々などは、朝七時からやられたまらないと、確かにそういうお声もありましょから、それはまさに、ベースは敷いておいて良識に任すといふことでいいと思つます。だれでもわめかれればその人は嫌になるわけですね。だからその辺は有権者の良識といふふうなふうに思つております。

○山中郁子君 参考人の皆様には貴重な御意見をありがとうございました。

ありがとうございます。

最初に皆川参考人にお尋ねをいたしました。先ほどから御質問や、またお考えが開陳されてきたところであります。私どもも、町村選挙期間の問題について具体的にいろいろ調査もし、また御意見も伺つてきました。短い時間ですので御紹介はできませんが、一つは秋田県の羽後町、御承知だと思いますが、ここでは十一月から四月にかけて有権者の約一五%、二千数百人が東京などに出ておられるという状況です。ほかにもたくさんこうしたところはあります。ここでは来年三月に町議選も予定されているわけですが、町議会では自民党も含めて満場一致で、しかも、いろいろ先ほどから問題になつていま

いては禁止すべきではなかろうかと思つています。政治資金規正法の細かい問題については私も余り詳しくはありませんが、原則としては、私の利益を期待する、私的利益の見返りを期待するよな政治献金については禁止すべきではなかろうかと思つていています。

それから、第三番目の定数是正の問題ですが、これについては、確かに憲法の平等の原則からいきましても、現在の状態が、これは裁判所の判決理由も言うとおり違憲状態である。そういう状態であるということについてはどなたも異論がないと思います。その努力の内容については私も詳しくはわかりませんが、一つ私が感じたことを申し上げておきますと、国会議員の先生方は、私たちは国民の代表だと思っていて、地域の代表という側面もありますが、本質は国民の代表であるのじやないか。そういうような面に着目して定数配分を考えていけば、おのずから何らかの正しい案が生まれてくるのではないかというふうに思つていています。

した公報の問題や、あるいは不在者投票の問題、そうした制限が強まることは困るということに対の意見書を採択されています。

それで、端的にお尋ねいたしますが、先ほど皆川参考人は、いろいろおつしやつたけれども、サムライして言われていることは、何とか工夫てきてやつていてあるいはやむを得ない、あるいは吉澤障はないということで、積極的に、それではこの改正が改定をやる意義がどこにあるのかということについては、私は、七日間では長過ぎて困るという趣旨で、有権者の、国民の立場に立つてこの改正が分にしか示されなかつたというふうに受け取りました。それは選ばれる側の都合であつて、選ぶ側の有権者の都合ではないわけですね。そういう意味で、有権者の、吉澤がないとか、やむを得ないとか、仕方がないとか、そういう意識がないことではなくて、積極的にどういう意義があるのかと、いうことを端的にお答えいただきたいと思います。

○参考人(皆川迪夫君) 私ども、選挙運動期間中町村に限つて短縮をしてくれという陳情、要望等をいたしたことはございません。恐らく、いろいろな観點から全体的に短縮した方がいいという御判断で、そうしてバランス上こういう案ができるのではないかと思うかと思います。したがいまして、その中においてやれるであろうということを申し上げたわけでございます。

○山中郁子君 次に、紀平参考人に三点お尋ねをいたします。

一つは、この法案が衆議院段階でどういう状況で参議院に送られてきたかはもう御承知だと思いますので、ここで私は申し上げません。結論的に言えば、参議院でも衆議院でも公聴会も開かれないという事態のままに、ごく本当に短時間で、もし参議院でこれから成立させられようとするとなれば、こういう事態はどうなのかな?ということについて、有権者の立場からの御意見を拝聴したいと思います。

二点目は、きのうの論議でございましたけれども、提案者の側は、この法案にだれが賛成しているか、

と、選ばれる側の地方団体、市長会その他といふ個人の方たちの要請、説願なども紹介して、反対をされている人たちはたくさんいるけれども、だれが賛成しているのかということで申し上げる。ことはおっしゃるけれども、あとは声なき声だ、こういうことなんですね。その声なき声という実体のないことでもってみんながそれを主張していくのだということでは大変困るのであって、有権者のお立場から、そういう声なき声がどういうふうにあるのか、どういうふうに認識をされていらっしゃるか、お尋ねをしたいと思います。

それから三つ目は、この提案は、いままでもずっとそだつたんだけれども、何かといふと、この公選法の改悪を重ねてきた中で、金がかかることを解決したいといふことが決まり文句の一つなんですね。今回も「金のかからない選挙の実現に資するため」と、こういうことが主要な理由の一つになつてゐるわけで、実際こういうことをやつて金がかからない選挙をすることができるようになるとお思いになられるかどうか、その点をお尋ねいたします。

それで、私の時間も限られていますので、最後に鎌形参考人に対する質問も一点だけあわせてさせていただきます。

最高裁判決が、違憲状況だと強く定め是正を求めていますけれども、これを放置したままで、そして解散、総選挙を事実上目前にして今回のこの法改定を成立させていくということは、一体どういうふうに考えたらいいものかということの御認識を伺いたいと思います。

○参考人（紀平悌子君）衆議院につきましては、私どもの団体及び主婦連、地婦連、日本青年団協議会、理想選挙推進市民の会、この二十年、三十年、選挙法の問題、きれいな選挙に取り組んでおります諸団体が、非常に猛烈にというか、余りにも衆議院の委員会の方が十分な御審議がなかつた

のですが、その中においても一生懸命に申し入れ等をいたしました。その間で感じたことでござりますが、公聴会すら開かれないということは、当

然そういう慨嘆というか、それは待ちました。国会の運営の中で、多数党、少数党あるいはその中間の党、そしてやはり多数をお持ちになつていらっしゃる政党の理事会の中でそういうことが決められていくということは、システムとして承知はしているながら、国民のどういう部分というか、果たしてここで決められてくることが大多数を代表しているのかということは、大変な疑惑と失望を持つて衆議院に対する反対の運動の中で感じたことでございます。

そもそも、鎌形さんに対する御質問をちょっととることになるかもしれません、驚いていることは、いまこれは新聞が解散とそれから公示と投票日を決めたというふうにはおつしやるかもしれませんが、まだ事実上通つてもいい衆議院の段階で、これは委員会は通りましたが、本会議はまだという状況の中で、十五日間の選挙運動期間になつてしまつてあるんだという既成事実のごとき印象が国民の間に流布されていることでございます。これは先を読んで新聞がお書きになつてあることかもしれないが、これは全く議会制民主主義のルール無視の、それをお流しになる方にその責任が私は大いにあると思つています。これは違法というか、無法状態のきわめて遺憾なことだというふうに私どもは考えて、心中怒りを持つております。

それから、反対している人の意見はわかるが、選ばれる側の方の声なき声についてどういうふうな認識を持っているかという御質問でございますけれども、余りおつき合いがございませんので、どういうお声かよつとわかりかねますが、恐らく現職の大変強い候補の方ですと、もう選挙運動期間というのは単なる儀式にすぎない。つまり、走り出した、スタートラインに立つたときには当落はすでに決まっているという状況をお踏まえなつているのではないかというふうに思います。

ですから、新しいものがいいとは限りませんが、もし、よりよき新しいものがそこへ加わって、そして議会制民主主義をよりよくしていくといふ

選挙運動期間なんかは本当はなくとも、まあ三日でも一日でも決まるよ、こういうふうな考えではないかと思いまして、これでは私どもの運動も水選ばれる側の声なき声、多分支持者の方たちのはの泡であるなという印象を持つております。それから、金がかかるとを解決していくといふことが最近の選挙法改正のときにいつも言われることだということでございますが、今回の改正によつて、自治省がどのくらいの予算をお見込みになつて、執行経費がどういうふうにふえるのか減るのかというデータを現在まだ私は持ちませんのでわかりません。これはまたやつてみないとわからないといふこともあるかもしれません、今回の中の改正で、金がかかるとを大いに解決していく手段にはならないというふうに思いますが、おかつ、事前運動にお金が実はかかるわけですから、人によつては当選した途端から事前運動が始まると、金と選挙についてはそう思つています。いいことから、選挙運動期間でどれほど金がかかるかということはさしたる問題でないといふに、私は運動が始まると、金と選挙についてはそう思つています。いいことだと言つてゐるのではなくて、それが実態だらうと思います。

それから、ちゃんと届け出をなさつて、法定選挙費用内でといふことは、そこそ參議院の五百五十二人全部、法定選挙費用以内の届け出しか、それをきつちり議論をした上で金がかかるとなるとおつしやるのならわかるけれども、一向にこれね。ですから、金のかかる部分はどこだといふことをやらなければ多少お金はかかるくなるのかも

しませんが、そのかわり事前運動が猛烈になるという点では違法な金がうんとかなることになるので、それは論点をしづつて申しませんと何とも言いがたい。しかし、私の認識ではちつとも金はかかるないようにはならないというふうに一般論として言わせていただきます。

○参考人(鎌形寛之君) 定数是正の関係について

でございますが、現在の定数配分それ自体が違憲状態であるということについては、これはもう裁判所も含めて大多数の皆さんがそう思つていらっしゃる。このことについては問題がないのです

がござりますが、このような状況が長く続けば一体どうなるのか

かということについて、私たち法律家はかなり興味と関心を持っております。純粹に、あるいは簡

単明瞭な理屈で言いますと、違憲状態のまま行わ

れた選挙は、選挙それ自体が無効になるのではないか

かろうか、こういう考え方がまず基本的に出てく

るのじやないかと思います。ところが、そういう

ようの判断をしますとこれは国政に与える影響は

非常に大きなものがあります。そこで最高裁判所

は非常に苦労なさつた。その結果、定数是正をす

るための相当な期間がまだ過ぎていない、その期

間内に定数是正をしていればこれはいいんだとい

うことと、違憲状態ではあるけれども選挙は無効

ではないという結論を出しています。

最高裁はこの次どんな理屈を考え出すのか。恐らく選挙無効だという結論は簡単には出し切れませんので、非常に最高裁は苦しむのではないか

か。その中で考えられる理屈としては、一つは、

簡単に言いますと、無効とした影響が大き過ぎるから無効とはしないけれど、違憲は違憲だと、

違憲状態ははつきりしているんだ、しかしこれそれが自体は無効とはしない、こういうような理屈しか後には残つていいのじやないかという感じがします。そうしますと、判決は判決としてそれなりの効力を持つことになりますが、そういう判決を見た國民が、裁判所は一体何を考えているんだ

ろう、もつと簡単明瞭に結論を出せないものなの

かということで、國民の不信感が増大してくるのではなくあらうかというふうに考えておられます。

○山中郁子君 ありがとうございました。

○栗林卓司君 きょうは大変御苦労さまでございました。

まず、お三方伺いたいのですが、特に皆川参

考人の場合、お仕事柄から言いまして、選挙とな

りますと一番気にされておられるのが投票率の低

き、あるいは言い方を変えますと、國民の選挙離れ、選挙に対する関心の喪失という傾向だろうと

思うのです。理由の一つとしまして、新人がなか

なか立候補しない。一方では、何回も当選され

多選議員が、首長でもあるいは衆参両院議員でも

比較的多くなってくる。そうなりますと、選挙は

目先が変わらないですから、私が投票所へ行かな

くたつて大したことないやといでので、だんだん

と関心が薄れてくる。これは決していいことでは

ないと思うのです。

そこで、新人が出る場合はどうした方が出やす

いかという一般論は別にしまして、公選法を考え

た場合に、仮に、新人とそれから当選回数を重ね

られた方を比べますと、より新人の方に配意

られている方だと思います。しながら選挙というの

が本当ではないか。もつと端的に言いますと、何

回当選しているかは問わぬ、とにかく全部新人と

だという私の論點に対する御意見と、それに対す

る賛否は別にしまして、そういったことから、仮

法を考へる基本ではないだろか、私はこう思う

のです。その新人に配意しながら考えていくべき

だという前提で全部を組み立てていくのがむしろ公選

法を考へる基本ではないだろか、私はこう思う

とについては理解ができる、こういうことを申し上げておるのでございます。

○栗林卓司君 皆川参考人と紀平参考人ですけれども、いまの二十日という期間についての御意見が漏れでおりましたので……。

なお、新人と現職の関係につきましては、もちろん厳密に法律上は平等であるべきだと思いま

す。ただ、実際上の問題を考えて、新人に不利にならないような考慮といいますか、選挙運動の手段についてそういうことを考えるということは必要

であらうかと思います。それはあくまでも形式的な有利、不利でなくして、そういう配慮は必要か

と思います。

○参考人(紀平悌子君) 皆川先生と意見が同じよ

うなところがございました。実質的平等でいくべきだというふうに思います。したがって、新人も何回か当選を重ねた人と互角に戦えるような条件

をなるべく備えるべきだというふうに考えており

ます。

一票の行使の問題も、だれでも一票を持つてないじやないかという反論がござります、不平等だ

ということを唱えますと。しかし、一票の価値の

平等と言いましたときは実質的平等を言っており

ますので、それと同様考え方で実質的平等を確保

すべきだと思っております。

○参考人(鎌形寛之君) 新人と、それから何回か

当選していらっしゃる先生方との間の実質的平

等、それを保障するような手段を講ずべきだとい

うことは当然のことだと思います。

それで、現在の二十日間、衆議院については二

十日ですが、この期間が十分かどうかというこ

とに付いては、私は結論的に不十分だと思つております。と申しますのは、先ほども申し上げました

ように、選挙の理想からすれば、私は必ずしも短

縮することに賛成するものではございません。た

だ、現状が過熱の余り抑制せざるを得ないとい

うことを

御判断であるだろうと思いますので、そういうこ

うふうに思つております。

○栗林卓司君 皆川参考人と紀平参考人ですけれども、いまの二十日という期間についての御意見

が漏れでおりましたので……。

○参考人(皆川迪夫君) 私は、先ほどから抽象的

に申し上げましたけれども、現在の二十日間でや

る運動、これは常時の政治活動も含めましてで

すね、そういうことで、これが絶対的に正しくな

いとか、もつと広げなければならぬというように

簡単に考へるわけにはまいらないと思います。總

単に考へるだけにはまいられないと思います。

簡単に選挙の実態を見ながら、金の面等も考慮し

て御判断されるべき事柄であります。

○参考人(紀平悌子君) 選挙運動期間はずっと短

年に二十五日になつた。衆議院の場合は、三

十日が昭和二十七年に二十五日になつて、三十三

年に二十日になつた。私は、三十日のときの参議院の選挙運

動になつた。これは、三十日のときの参議院の選挙運

動、実質的選挙運動です、一票をただ投げる方じ

やなくて、出たい人より出したい人を個人として

応援するという運動に参加しましたけれども、そ

の三十日という期間は決して長いとは思ひません

でした。これは特に著名な人なら別ですけれども、

も、そうでない人の場合、あと何日あつたらとい

う、つまり言論のみで、あるいは文書と言論で正

しく戦うというとおかしいのですが、裏工作なし

にやる人にとっては一日でも物を言う機会、それ

から合法の文書を配れる機会というのは多くあつ

た方がいいと思います。

そういうふうなことを考えますと、やはり政治

を変えていくには運動期間も、まあそれじや半年

もあつていいかというと、それはちょっとどうか

なと思いますけれども、当初私は、三十日衆議院、

参議院も三十日でしたから、その時分はそんな

長い期間だとも思つておりませんでした。した

がつて二十日というのは短いというふうに思いま

す。

○参考人(皆川迪夫君) 先ほども申し上げました

ように、選挙の理想からすれば、私は必ずしも短

縮することに賛成するものではございません。た

だ、現状が過熱の余り抑制せざるを得ないとい

うことを

御判断であるだろうと思いますので、そういうこ

うふうに思つております。

○栗林卓司君 皆川参考人にお尋ねしますけれども、再々、運動が過熱しているのでということを

おっしゃるのですが、その過熱というのは、具体的に言いますとどういう状態を指して過熱だとおっしゃっているのでしょうか。

○参考人(首川迪夫君) 先ほど終戦後の三十日の時代の話が出ましたけれども、それから今日までの選挙運動の実態を見ますと、これは公選法の選挙運動の制約方法に関連があるかと思いますが、候補者に対する肉体的あるいはそれを取り巻く一団の応援団の方々の行動、これは非常にきつくなつてきておる。戦後のように交通手段というものが非常に限定された時代は、おのずから限界があつたろうと思うのですが、交通は動けば幾らでも動ける、それからいろんな媒体を使えばどちらでも使えるということになつてまいりますと、体の続く限りという運動が行われているのが現状だらうと思います。したがいまして、私はよく走り競争に例をとるんですけど、千メートルレースのつもりでおつたらみんな最初から五百メートル、百メートルの距離で飛ばしていくというようなことになつて、いつの間にかななかもたなない、もうこれはとても縮めなければかなわぬというふうになつてきたのが今日までの経過でなからうかと思つております。

○栗林卓司君 そうしますと、候補者に対する肉体的な負担が非常に多いということに主として着目されて過熱とおっしゃつておる。そういう点から一度で選挙を見詰めていくというのははどうなんでしょうか。本当に候補者がこれはとてもかなわぬと思つたらその次に何をするかと言ひますと、その選挙区の中の競い合つておる候補者が集まつて、おい武士は相身互いではないか、自粛をしよう、そういうふうにやつていけばよろしいわけですね。それを、どうも大変だと言つておるから、では法律で縛れというのは本来正しいのかどうか。

マイクの話もありましたけれども、私が知つておる市では、候補者が全部相談しまして、お昼どきにマイクの音を出すのをやめようというのをやめようとしたのです。お昼の十二時から午後の二時まで街宣車の休戦期間としましてやつっていました。今度の統一地方選挙期間としましてやつっていました。

方選挙の例です。これは土地土地の事情によってお互いが相談すればいいのであって、頭から短縮する、あるいは時間をどうこうするということではやってしまうのは、いまのおっしゃった意味が過熱だと思いますと、むしろ別なんであって、実はどの程度大変かということは選挙区によつて全部一律ではないと思います。いろんな伝達手段がたくさんあるといつてもこれもまた全部違う。といふことは、選挙区個々の実情に合わせてむしろ立つ人の良識にゆだねるべき分野ではないのだろうか。自分の体を壊してまでやろうとはみんなしないでないですよ。現に衆議院の人はびんびんしているんですよ、お幾つになつても。ですから、そういつた意味の過熱ということをおっしゃるのでしたら当たらない。むしろそれぞれの自主性にゆだねて、お互の相談で、ある規制が要るのだとたら協定したらどうか、それは法律には書きませんよと。何かそれが私はいよいよ思いますが、御意見いかがでしょうか。

つでやめにします。

お答えの中でもう一つ気になりましたのは、いろいろおっしゃっているのですが、要するに事前運動で恩恵を尽くせと聞こえたんです。それで念のためにお尋ねしているのですが、これも実際の例から引いてるんですが、ある党の議員の方が政治献金を受けまして、四千六百万の入金がありました。これは選管に届けてあるんです。実際に使ったのは三千三百萬です。もちろんこれは法定選舉費以下です。そうすると、四千六百万お金はもらいました。公職選舉費に使ったのは千三百萬です。残り三千三百萬はどこへ行ったんだろうか。これはだれもしも疑問に思うのですが、そこで思うのは、これはみんな事前運動に化けちゃったのか、そう推定しても余り大きな私は間違いでないと思うのです。

そこで、千三百万の公職選舉期間中の費用と三千三百萬の事前運動の費用を見ながら、金をかけないようにということをもし考へるとしたら、一体どちらの方を主として考えなければいけないのだろうか。これはもうお伺いするまでもなく、事前運動の三千三百万だと思うのです。この点について、選管のお仕事をされている立場からどういう御意見をお持ちですか。

○参考人(皆川迪夫君) 私は、事前運動という言葉は、法律的な問題と実際に使つておることとしぱしば混同されると思うのです。選挙といふのは、選舉運動期間だけで候補者を知る、あるいは候補者を判断するということは、これはもうとうてい不可能なことでございまして、ふだんから候補者の政治活動といふものを通じ、あるいは候補者の政治活動でなくとも、日々から言動を通じて判断をする。その後の見きわめをするのが公示以後の期間であつて、したがつて、ふだんの活動といふものを一概に事前運動と決めつける必要はないのではないか。もちろん、事前運動をやつてはいけないと思いますけれども、合法的な政治活動なり、選挙区に親しむ、接触をするといふことは大いにあつてしかるべきことであろうと思

そのふだんの政治活動にどれだけの金を使えばいいか、あるいは使うべきかということはなかなかかまづかしくて私たちにはわかりません。ただ少くとも選挙運動期間が短縮されればその期間にかかる金が減つてくる。それを倍にしてふだんの活動に使うかどうかは別でありますけれども、ふだんある程度自分の納得のいくまでの活動をして、そして選挙運動期間中に減つた分は減るということであれば、それはそういう評価ができるのであろうと思います。もちろん私は、選挙運動の金のためだけで運動期間の短縮が論じられているとは思いませんけれども、その面について減らないということも言い切れない、こういうよう思います。

○前島英三郎君 参考人の皆さんのお話を聞けば聞くほど、間もなくこの改正案も成立をするというマスコミの論調でございます。しかし、もつともっと審議を尽くさなければならないと思います。かけがえのない有権者の一票を思いますと、ますますそういう気持ちになつていくのです。皆川さんは全国の選管の事務総長さんだということをございますけれども、選管の事務総長さんにしてからが、あたかも事前運動をあたりまえのような、現状をそういう認識でいるということになつてしまいますが、私も交通違反を何回かしたことがありますが、その都度しかられて罰金を払うんです。交通法規があるから守ろうとしますけれども、ふつと谷間の中に人間が埋没してしまうということを考えていきますと、そうした皆さんの取り締まるべき、あるいは指導すべき立場の人たちがそういう意識になつてしまふと、交通違反はみんな日常茶飯事やっているのだから、自由でいいじゃないかというような方向にどんどん法も秩序も大きくゆがめられていくてしまう。

政治の中にも全体にそういう方向というのが顯著になつてゐる事態を考えてみますと、国民一人人が政治から逃れることができない、その政治のかかわり合い、しかもその代弁者を選ぶ一票を

行使する中において、選ばれる側だけで、選ぶ側の意見を聞かずしてつくられていつてしまふ、しかもそういう立場におられる方が賛成の意見をお述べになるという状況を見ましても、私は非常に残念に思うのです。やはり決められた法規というものを守るというたてまえがないと、私たちの民主主義も育つていませんし、国民の生活もあり得ないと思うのです。そういう点ではいかがでございましょうか。

○参考人（鷲川迪夫君） 説解の点がありましたらひとつお解きをいただきたいと思いますが、私は事前運動をお勧めをしたわけではございません。そうではなくて、ふだんのその人の活動、あるいは、私は政治活動だけじゃないと思います、全人格的いろいろな評価を受けるわけでございます。そういう意味で申し上げたのであって、選挙運動期間中に行われるいわゆる選挙運動を常時やれど、こういうことを考えておるわけじやございません。それははつきりひとつ御理解をいただきたいと思います。

○前島英三郎君 一般論として、競走で百メートルを走るなんだけども、最初から五十メートル競走のようなつもりで走っておられるのが現状でありますという言葉をおつしやつていただきました。しかし、これは現実には非常に遺憾なことなんです、正直言いまして。これは有権者には何ら関係のないことでして、そこで五十メートルで倒れようが、千メートルを百メートル突っ走つてそこで息切れがしようが、そんなことは有権者に私は関係がないと思うのです。これはどうしても選ばれる側の論理の中で考えていつてしまう。政治が、親から子に、子から孫にという非常に何といいますか、商業的な流れがあるのですから、確かに三十日が二十五日になり、二十日なり、今度十五日になり、衆議院の例ですけれども、やがてはこれは五日になります、ひょっとしたら公示、そしてすぐ投票というような形にならぬとも限らない推移を見ていくますと、非常にそら恐ろしい気がするのです。私なんかは二十三日間でついこの間も選挙をや

つたらなどというのが率直なところなんです。事前運動も何もできるわけじゃありませんし、国政の中にいますと、本当に国民のことをやろうと思えば、まさしく事前運動などをする暇はないわけです。そうすると、与えられた法律の期間の中でもっとなりますと、四十七都道府県を回るのはこれはもう大変なことは違いないけれども、それでも私どもは一生涯、朝七時から八時までの許された時間を目いっぱい、そして与えられた六台の車をフルに動かして、確かに金もかかるんです。金もかかるけれども、しかし、与えられた法律の中でやろうと思いますから精いっぱいやりますが、最後は、ああ、あと一週間あつたらなというのが率直なところです。

ですから、体力的にとおっしゃいますけれども、体力的にということとは、私はとても自分の体験からは考えられないのですね。そうしてきますと、民主主義の原点は、やはり町々で、あるいはまた街頭でつじ説法でも何でも、あるいはまた候補者が一堂に会してそこで議論を闘わって、やはり言論がないと真の私は民主主義は育つていかない、議会制民主主義もないというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○参考人(音川迪夫君) たびたび恐縮でござります。

私も、選挙運動を実際おやりになつた方が、あと何日あつたらというお気持ちになる御心境はよくわかるのでございます。ただししかし、それなら三十日にしたらそういう期間がないかといふと、恐らくそうではなくて、三十日の場合にも同じようなことになるのではないかと思います。やはり選挙というのは自分一人の力で、自分で全部の有権者に接触をし、思う存分働くということはとてもできないことで、ことに全国区などの場合を考えなければならないことであろうと思います。

また有権者の方も、直接本人に接触をして判断をするという要素よりも、はるかに伝聞的な、ある

いは自分の知っている人を通じて知るというふうな機会が多いようでございまして、これは日本だけではなくて外国でもそのようでございます。したがって、そういう多方面の活動というものが今日々どんどんとしやすくなる、そういうことが可能な社会になつてゐるわけでございますので、それに応じて、本当にまっしづらに走る期間は若干短縮されてもやむを得ぬのではないかどうか、このように私は考えております。

○前島英三郎君 その期間はそういうことでだんだん狭められて、結果的には政治をやる任期が事前運動になつてしまつというような状況になると思うのです。事前運動は一体何になるかといふと、やっぱり民主主義が金で買われていつてしまふ。今度、新潟三区に金対言論の戦いを挑むとう構図もわれわれの仲間から出ておりますけれども、そういう意味ではやっぱり本来は言論をしていく。しかし、その言論をしていく場、相手と立会演説会場で口角泡を飛ばす機会がないということになりますと、本当に広い選挙区を十五日間回つて、結果的にどういう感慨が言論で挑んだ場合には出てくるんだろうかといいますと、いろんな意味で大きく民主主義がゆがめられていつてしまうように思うんです。

さて、その立会演説会ですけれども、先ほども何か七人しかいなかつたとか、十人しかいなかつたとか、そのむなしい体験をされた方のお話がありましたがけれども、それは自分の居住地が神奈川県で選挙区が島根県では有権者は行きませんね。私はそうだと思うんです。やはり選挙というものは、本当に有権者も燃えなければならない。そしてまた、候補者によつては、ものすごく激戦になりますと、私のふるさとは山梨県でそれとも、どこの選挙の立会演説会場もむんむんするような熱気なんです。そしてそれを本当に祭のように喜んで有権者が燃えてきますから、候補者もそれはもう徹底的に相手を誹謗したり、あらぬことをわめいたりしながら、もう会場が一体になつてゐる、と、ああこの選挙はおもしろい、おれはあいつに

決めようと思つたけれども、あの立会演説会で彼の言論を聞いたからおれはこつちにしようと。やはり選挙民が選んでいく構図というのがぼくは本当の正しい選挙のあり方だと思うんです。

そしてまた、公営の中で、選挙公報なんかありますけれども、三千二百の市町村の中では大体四〇%前後ぐらいは任意に広報なんかは出していません。そうしますと、文面で見たこういうようなものはその人の心の中ではわからないわけですね。その人が一体何を考えているかというのを見ながらの原稿よりも口角泡を飛ばして語るところに本当の私は選ばれる人のすべてが象徴されれるような気がするのです。そういう意味では、立会演説会の廃止というのはもつてのほかだと思いますし、さらに、むしろ市町村の首長までは立会演説会は最低二日であつてもいい、三日であつてもいい。いまが多過ぎるというならば期間を短縮するというところにまず目を向けることをなぜしなかつたのか。単に形骸化という形、現状にかんがみという形の中でもそういうことを考えてくるあり方に大変な疑問を感じますのですが、皆川さんいかがですか。

ためには、この議論が出てまいりたのであらうと思ひます。

私は、いい運営がなされ、その評価が高ければ決して廃止すべきものではなかろうと思ひますけれども、そういう実態であるとすればこれはやむを得ないのじやなからうかと思ひます。

○前島英三郎君 時間がありませんので、最後になるかと思うのですけれども、たとえば、きのうも私も申し上げたのですが、そういうところでしか候補者を判断できない聴覚障害者の手話というようなものも、今度テレビ政見放送が一つふえたからといってこれも満たされないようです。それでいろんな意味で取り残されてしまう。またこれから政治へ参加しようとする人々にとつても手かせ足かせという部分が大変強い法案だと思うんです。しかも、異常な形で衆議院で成立して参議院に送られてまいりまして、きょうは参考人の皆さんにおいでいただいているわけでありますけれども、いまお話を伺い、いろんな方々の意見を聞いて、たとえば、ここ一両日の間にこういうものは成立してもいいのだ、あるいは審議も尽くされたのだと三人の方がそれを率直に思われているかどうか。

これらのことは本当に慎重審議で、しかも選ぶ側の意見を聞いてこそ——やがてそれは民主主義ですから多數決によつてつくられていつてしまふことは当然でありますけれども、しかし、いまのようなこういう状況の中でこの選挙法が、特に皆川さんは選挙関係のベテランとして率直にどう思われているか。そして後、紀平さん、鎌形さんも、われているか。そして後、紀平さん、鎌形さんも、間もなく成立しようとしておりますけれども、この辺をどうお感じになつてあるか。最後に伺つて私の質問を終わります。

○参考人(皆川迪夫君) これはとうてい私どもの判断すべきことはなくて、この委員会、国会において十分に議論がされたかどうかを御判断されるものと思います。

○参考人(紀平悌子君) 審議は全く尽くされていないふうに思います。やはり参加するため

には情報が必要だということは、いま情報公開法

あるいは条例の全国的な制定を望む声、それから行政も県段階でほとんどの県でそれに着手しております。その中で最も必要なのが、国民あるいは県民、市民が参政をするための情報でございまして、さまざまな情報が必要なことが、それが選挙に関する情報だというふうに私は思いますが、もつともつと長い審議を尽くされ、もし不十分であるというふうに皆様がお認めいただければ、これはぜひ次回に送つていただきたいというふうに思つております。

○参考人(鎌形寛之君) 端的に申し上げます。

私の率直な感想を申し上げますと、今度の改正案は、いわば選挙を執行する側の、あるいは選ばれる側の一部の人たちの立場、そういうものに立つた改正案ではないかというのが私の率直な感想でございます。有権者の立場に立つた改正案ではないということです。

この審議の問題ですが、こういうように選挙の公正にかかる重要な問題です。単に期間を短縮すればどうかというだけに限つて審議すべきではなくて、本来選挙はどうあるべきなのか、どうすればより国民のための正しい選挙になるのか、そういう観点からの審議を尽くされる、その上で採否を考えられるべきが筋じゃないかと思います。

そういう意味において審議は非常に不十分である

といふ感じを受けております。

○前島英三郎君 どうもありがとうございました。

○委員長(松浦功君) 他に発言もなければ、参考人に対する質疑は終了いたします。

一言ございました。

参考人の方々には、長時間御出席をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

暫時休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(松浦功君) ただいまから選挙制度に関する特別委員会を開いています。

委員の異動について御報告いたします。

本日、高杉徳忠君及び白黒今朝次郎君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君及び村田秀三君が選任されました。

○委員長(松浦功君) 休憩前に引き続き、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○上野雄文君 提案者にお尋ねをいたしたいのでありますけれども、昨日の前島委員の質問について提案者側から、あたかも社会、公明両党に対しは事前の根回しが実際済んでおつて、そして成立をすることについてはどうぞおやりください。決して暴力的にこれをとめるようなことはいたしません、こういう保証があつたと。その二党が保證をしたんだと言わぬばかりのお答えがあつたわけなんですねけれども、私どもとしてはこういったことについては何ら関知していないというふうに聞いておりますし、その辺のことについて、もう一度済みませんが明らかにしていただきたい、こういうふうに思ふんです。

○衆議院議員(天野公義君) 昨日、片岡議員の発言につきましていろいろお話をあつたようですがございましたが、片岡議員は、この法案提出の前に衆議院の公選法理事懇をおきましたが、各党にその内容を御説明申し上げ、その後各党からの御意見をいただいて提案いたしましたその過程におきまして、片岡議員が昨日述べておきましたように、片岡議員のその受けとめました感触について述べたものでございまして、衆議院における法案に対する各党の態度につきましては御承知のとおりでござります。

○上野雄文君 そうすると、そういう誤解されるような向きの発言については、きょうは提案者がかわられておられますけれども、そういうことはないように思ひます。

ないということを明確にしておきたいというふうに思ひます。

次に大臣にお尋ねをいたしたいのであります。が、昨日定数の問題等をめぐりましていろいろお話を伺うことができました。これは要するに、各党間で煮詰めてその上で決めていくうではありませんが、昨日お休みの状態にある、こういうような御発言があつたたよに記憶をしているのです。

そこで、この種の問題について、もちろん大臣の言われるよう、各党間での煮詰め合いといふことも必要かもしれません。また、今日までのいろいろな経過を見ますと、そのことが前提になつて提案者側から、あたかも社会、公明両党に対しは事前の根回しが実際済んでおつて、そして成立をすることについてはどうぞおやりください。

だけでは、これはどうしても手前勝手になりがちだ。本来、經理の諮詢機関としての審議会は、言葉を用いて第三者的な立場からこの問題等も含めて化しないということについても承知をしておりませんけれども、ただ、選ばれる側の人間同士の議論だけでは、これはどうしても手前勝手になります。したがって、定数の配分の問題、一票の重みの公平さをうなば第三者的な立場からこの問題等も含めて選挙制度全般について常に提言を行う、そういう任務があるんだろうと思うのであります。したがつて、定数の配分の問題、一票の重みの公平さを求めるというのであれば、まさに審議会での議論と、そのものが重点を置かれてもいいのではないか。一つの問題提起をしてもらう場になつてもいいのではないかというふうにも思ひますけれども、大臣の発言ですが、ずっと休眠状態でありますか、本来の任務の果たさせ方といひますか、もよろしいんだというふうに、その発言だけではなくて、一連の御答弁の中ではそんなふうに受けとめられたわけなんですね。この生かし方といひますか、本来の任務の果たさせ方といひますか、そういうことについての御所見を伺いたいというふうに思ひます。

○國務大臣(山本幸雄君) この問題は、これは非常な議会制民主主義の根本の問題で、しかし何とか越えていかなければならない私はハーハードだと申し上げたのですが、そこで、結局は憲法の規定によつて、区制とかあるのは選挙の方法というの

は法律で決めなければならぬ。これは国会が最終的にはお決めにならなければならない問題だと思います。いざにしる法律で決めていただかなければならぬということがあるわけなんです。

そこで、これは私は、各党の御意見も、この問題のお話し合いを願うときにも相当いろんな御議論が出るだろう。それは昨日申し上げていますように、選挙のやり方はいろいろ違います。各政

党的な問題で、それぞれの政党でいろいろお話し合いを願うときにはそういう立場上の違いと話はできます。できますが、しかしいずれにせよ、どこで何をおつしやろうと最終的には国会の御判断である。しかも、これは国会の議員の選出についての方法といいますか、やり方の問題でござりますから、これはやはり国会が自主性を発揮せらるるというのが一番私は望ましいのではないだろ

○上野雄文君 提案者である片岡先生の昨日のお

話によりますと、今回のこの改正の提案に当たつて、そういうふた審議会の問題に関連をして、余り大きな問題でない、だからそういうところと十分相談をしたり、そこで審議をしてもらうというようなことはやらなくてもよろしいのだというふうにとれる発言があつたわけですね。

そうすると、せつかくある審議会というものが存在そのものが、いま大臣が、立法府が責任を持つて自主的に決めるべきだというお話をされたわけですから、しかし、そうなると一体、本来置かれているその審議会の立場というものははどういうふうになつてしまうのか。これは大変重要な問題ではないかなというふうに思うのですけれども、事の大小にかかわらず、やはり今回の提案といふものがいかにも唐突に出されてきた、勝手気ままだといふ批判を受けているというのは、民主的な政治基盤をつくり上げるその選挙手続に欠けるところがあるからそういう指摘が出てくるのではないかというふうに思つたのですけれども、いまとの関連について提案者並びに選挙担当の方の御所見を伺いたいというふうに思ひます。

○政府委員(岩田脩君) 御承知のとおり、選挙制度審議会といふのは、当時の構成で申し上げれば、一般的の選挙人、有識者の方たち、それから各党から出ておられた特別委員とか構成されておつたわけでございます。したがいまして、政府側から法案を提案する場合には、当時、選挙制度審議会の御審議を経てから出すということが多

い、こういうことでござりますから、むずかしい問題ではあるけれども、国会でおやり願うのが一番私はペターではないか、こう思つて昨日も申し上げたようなわけでござります。これが各党でどういう具体的な方法、あるいは機関といいますか、そういうものをお考えになるかは、これも国

会のお考えによるものだと思ひます。思ひますが、しかし、いざにしる最終的には国会でお決め願わなければならぬことだけに、そういう考え方が先に立つた、こうしたことでございま

す。 今回のように、自由民主党の中の選挙制度調査会を中心にして、これは実はこのテーマについてもかなり長い間の議論が中断を繰り返しながらあつたわけですから、そういうようなもの、そしてまた最後には議員提案となつて出てくるという系統のものは、やはり選挙制度審議会にはなし

まない。片一方で、たとえば選挙人名簿制度であるとかいったような純粹技術的な面は、あるいはもつとなじみやすい。ないしは、この前選挙区画の確定についての御意見がありましたが、あい

うようにルールが全部決まつてしまつて、さあこの中で地図をかいてみるというような話、そういうような、一定のある部分に当たつてはめれば選挙制度審議会が正しく機能し得るという部分もあるのではないかというふうに思つております。

○衆議院議員(天野公義君) ただいま選挙部長からお話しを申し上げたようなことを私どもも踏まえていたわけでございますが、この期間短縮等の問題につきましては、党の選挙制度調査会で長年問題のいろいろと研究をいたしてたところのものでございます。ちょうど参議院の選挙、地方統一選挙も終わり、そして衆議院の任期も来年の六月だというようなところも踏まえまして、この機会にこの問題と真剣に取り組んでまいりたいといふことです。いろいろ研究もし努力もいたし、一応の成案を得まして、そして先ほど申し上げたように、各党の感触も得ながらまとめ上げて御提案をした、そういう過程でござります。

○上野雄文君 それから、きのうの質疑を通しておつたわけでござります。したがいまして、政府側から法案を提出する場合には、当時、選挙制度審議会の御審議を経てから出すということが多

い、そういうふうに思ひます。したがいまして、それから大臣からお答えを申し上げましたよう

に、物の性格によるのではないかというようにも思ひます。

今回のように、自由民主党の中の選挙制度調査会を中心にして、これは実はこのテーマについてもかなり長い間の議論が中断を繰り返しながらあつたわけですから、そういうようなもの、そしてまた最後には議員提案となつて出てくるとい

に長い間皆さんに迷惑をかけなくともいいではないかということを三、四回答弁されておられるのですね。そうすると、何とはなしに選挙そのものが迷惑なんだというふうに聞ける話になつてしまふのです。こんなことが根底になつてゐるとすれば、これはまた選ぶ側からすれば大変な問題になると思うのですが、その辺については一

体どういうふうにお考えですか。

なお、こういう論法が展開されることについて、選挙担当の自治省なんかがやっぱり同じよう迷惑の立場をおとりになつてゐるのかどうか、その辺も聞いてみたいことの一つなんです。

○衆議院議員(天野公義君) 運動期間の短縮の問題は、金のかからない選挙をしていきたい、ついで現行の選挙運動期間が短くなればおのずからいろいろな費用も助かってくる、選挙費用が助かってれば政治净化の一因にもなつていくのではないか、かよう考へて選挙運動期間の短縮といふことを考へたわけでござります。

○政府委員(岩田脩君) 運動期間の短縮の問題では、現行の選挙運動期間が短くなればおのずからいろいろな費用も助かってくる、選挙費用が助かってれば政治净化の一因にもなつていくのではないか、かよう考へて選挙運動期間の短縮といふことを考へたわけでございます。

スピーカーの問題につきましては、町村の運動期の静ひつを守つてもらいたいという要望や、町村は皆知り合いばかりで、範囲も狭うございまして御提案申し上げたようなことにいたしましたので、七日間よりももつと短くても十分趣旨が徹底できるのだというような御意見もたくさんあつたわけでございまして、それやこれや勘案をいたしまして御提案申し上げたようなことにいたしましたのでござります。

○上野雄文君 自治省は全くそういう迷惑論を肯定しているんですか。

○政府委員(岩田脩君) やはり、選挙そのものが迷惑だというふうに考へておられるわけではそれは毛頭ございません。

本来から申しますと、ちよつと理想論になるかもしれませんけれども、選挙であれ何であれ、いわば世の中に一種の社会規範みたいなものがございまして、何が認められておろうと禁止されているようと、たとえば連呼なら、街頭で車でやるときにはこういうようなというような社会的規範がき

ちんとでさしがつておつて、それが守られるとい  
う世の中ならしいのでありますようが、日本の場  
合そういう点はむしろ自由、それは見方を変え  
ばむしろ社会的な活力を意味するものかもしれません  
せんけれども、それでけさのお話みたいに、やる  
となればとことんまでやるといったような側面も  
持つております。そういった意味で、やはりこの  
禁止というのは、片一方である社会生活の静穩保  
持といいますか、そういった要請と、片一方の選  
挙、まあ街頭における宣伝活動と申しますか、選  
挙と申さずに、そういったような二つのある意味  
では抵触することのある価値の一つの調整であ  
る。その意味でやむを得ないのではないかと思  
いますが、決して迷惑だというようと考えてい  
るわけではありません。

○上野雄文君 時間がなくなつてしまつたわけで  
すが、ただ提案者にもこれはお考えいただきたい  
なと思うのですが、先生御自身もそうだと思うの  
ですけれども、朝七時からやることが、自分で、  
ここは大きな声を出していつたら票になるどころ  
かかえつてマイナスになるなと思ったら、決して  
ボリュームを上げるようなことはしませんよね。  
先生の選挙を担当している人たちだつて私はそう  
だと思いますね。そういうことはおのずから自  
分たちで規制できるはずなので、強制的に八時か  
らでなきやだめだというふうにやるというののはい  
だと思うんですね。しかもそことのところで稼げなくしてやろう  
という悪らつな魂胆が見え見えだとしか受けとめ  
られないのですよね。その辺についていかがです  
か。

○衆議院議員(天野公義君) 私の場合も先生と同  
様に、七時からと言わればボリュームを小さく  
してやらせるようにいたしますけれども、中には  
大きな音で私の家の周りを歩く方もいらっしゃる  
ことは事実でございます。一般から、なるべく朝  
早いのは勘弁してくれといふ御要望も非常に強う  
ございまして、いろいろ勘案をいたしまして、八  
時ならというようにならした次第でございます。

○多田省吾君 私も、先ほど上野議員が質問され

たように、きのうの質疑のことで提案者の天野先生にお伺いしたいと思います。  
きのうの午前中から提案者の片岡さんが、衆議院段階で本法案を提出するに当たっては野党にも理事懇等で十分根回しをし、了承を得、合意を得たような姿で出したんだと再三おつしやったわけですが、その後を受けられて前島委員からも、それでは公明党と社会党がその根回しを受けたのかと、こういう質問もあつたわけでございます。そこでまた片岡委員からは、反対だ、しかし抵抗はしないから十分やれというようなことを言われました、その理事懇の様子やら、また審議の状況やら。その結果、わが党の理事は、理事懇等で本法案についての根回し、あるいは了承、合意というようなことは絶対にない、とんでもないことだ、そのように強く否定しております。また、片岡議員のおっしゃるようなことは一切ないということを再三言つております。わが党におきましては、もう衆議院段階から、わが党の各種機関において自民党提案の本法案については反対ということをはっきり決定しておりますし、したがつて、わが党はNHKのテレビ討論等においても終始反対を貫く姿勢を示していくわけでございました。

そういうことで、きのうの質疑から大変私ども誤解を受けるような片岡議員の発言があつたわけでございますが、その点に関してもう一度天野先生から御回答をいただきたいと思います。

○衆議院議員(天野公義君) 先ほど申し上げたところでございますが、片岡議員は、理事懇において各党にこの法案の内容を御説明を申し上げて、その後各党からの御意見をいただいて提案をするというような運びをとつたわけでございますが、

その過程の中で、片岡議員が昨日述べておられましたような受けとめ方を自分で感じた、感触として受け取った、こういうことを述べているのでございまして、衆議院における法案に対する各党のいろんな御態度というのは御承知のとおりでございます。あくまでも片岡議員の受けとめ方でございますので、ひとつ御了承を願いたいと思います。

○多田省吾君 実は、昨年、一昨年の参議院比例代表選挙法案の際も、今度は参議院段階で私どもは自民党の参議院の方々から野党にあたかも根回しをしたかのごとく言われたわけでございましたが、それは私は体験者でござりますが、法案を持つて、こういったものを出すという通告は受けました。私たちは強く反対して、そんなものは絶対出すなと、そういう経過がございます。それらも、昨年、一昨年の本委員会の審議におきまして、あたかも根回しをしたことよく発言されておりましたが、私は衆議院の状況を終始見ていたわけじゃありませんけれども、それと似たような姿があったのかなと、このように受けとめているわけでございます。

この問題だけですと時間がなくなりますので、次に進みます。

午前中、参考人の方々の御意見も拝聴したわけでござります。特に私どもは、衆議院の審議段階から、立会演説会を全廃することはとんでもないことではないかと強く反対してきたのでございますが、昨日、本日を通じての審議の中で、特に参考人の皆様からは、立会演説会を残して、その空洞化とか云々という問題については、たとえば討論を入れるとか、あるいは質疑を入れるとか、あるいはそのままそつくりテレビに放映させるとか、そういう手段を講すればもともと効果的な立会演説会ができるのではないかというような御提案もございました。私どもも、少なくとも二回から五回程度は各選挙区で立会演説会を残していく方がいいのではないか、このように思つているわけでございまして、また昨日前島委員の御

○衆議院議員(天野公義君) 立会演説会の問題につきましては、昨日片岡議員からお話を申し上げておりましたように、形骸化をしてしまった、あるいは自由な候補者の活動が非常な制限をされるとか、いろいろなことを勘案をいたしまして廃止に踏み切ったわけでございます。聴覚障害者等の問題につきましては、昨日お話があつたところでございますが、これからテレビ等いろいろ御研究を願う一つの課題ではないか、かように考えていろいろと自治省等にも御研究を願いたいと思っておりますところをございます。

○多田省吾君 次に、自治大臣にお伺いいたしますが、衆議院の定数は正も早急に行わなければならぬと思います。また、私は参議院選挙区の定数は正も速やかに行うべきだと思います。実は私どもも、昨年本委員会にその定数は正案を発表いたしました。定数をふやさないで、増減によつてプラスマイナスをゼロにして定数は正を図る、そして逆転現象も解消する、そういう案を発表し、また修正案として提出したわけです。

午前中も質疑がございましたが、昭和五十五年の国調の結果でも、神奈川県と鳥取県の間の選挙区の定数アンバランスは一对五・七三に及んでおります。これは私は、それよりも少ないアンバランスであるほど最高裁の判決はありましたがれども、一对五・七三、ほぼ一对六のアンバランスになりますと、これは幾ら最高裁でも憲法違反の裁決を下さざるを得ないのでないのではないか、従来の経過から見て私は考えているわけでございます。これは与野党とも参議院選挙区の定数は正は國らなければならぬということと合意に達していると思ひます。そういう意味で、私は所管大臣の自治大

○國務大臣(山本幸三郎)　　まことに明党からも、参考意見を伺いたいと存思ります。

議院の定数、特に選挙区のことなどでございましようが、定数のは正についての御意見といいますか、御提案をなさつていらっしゃいますけれども、私もども、そういう形で各党がお考えをだんだんいただけば何らかの結論に到達することができるのではないか、こういう感じもするわけであります。衆議院の定数は正問題、これは速やかにといふ時間的な制約を受けながらやつていかなければならぬ問題だと私どもも受けとめております。参議院の方は、人口の順位並べて、八、六、四、二というのを並べ、縦に人口別に並べてみますと相当著しいアンバランスが見られるということでありまして、何らかのは正をこれは本当に要する問題であろうと思ひます。

裁判所の判決が参議院の場合も衆議院の場合も出ておるわけでござりますが、裁判所の認識は少し衆議院の場合と参議院の場合と違うようでござりますけれども、それはそれといったしまして、いずれにいたしましても、仰せのように、衆議院の問題も、今回最高裁判決で速やかにというふうに時間的な制約を受けたわけでございますが、同時に参議院の選挙区の定数是正の問題も、私は同じようにひとつ重要度を置いて考えていかなければならぬ問題であろう、こう思つております。

○多田省吾君 続きまして自治大臣に、本年六月執行されました参議院比例選挙の問題についてお尋ねいたします。

自治大臣は、選挙の終わった翌々日の六月二十八日に記者会見をされまして、制度の存続まで含んでいるかどうかわかりませんが、とにかく再検討する必要があると発言なさいました。大臣は、参議院比例選挙について再検討とおっしゃったのは、制度の存続まで含んでおられるのか、あるいは運動方法のみを考えて発言なさったのか、その辺ひとつ御所見をお伺いしたいと思います。

のですけれども、比例代表という制度は、やはり参議院の全國区制度の弊害をいうものを何とかしなければならないということで出てきたものだと思うのです。逆に今度は、比例代表という制度が非常にいいのだからこれを採用しようというお考えが先に立て出たというよりは、むしろ全國区制度の弊害を何とか直したいというアンチテーマだと私は申し上げるのですが、そういうことではなかつたかと思うのです。

そこで、この制度が旧全国区に採用されまして初めて行われたわけでございます。その結果は、私はこれはいろいろ見方もありますように、いろいろ御意見もあることは承知しておりますが、大筋においておおむねましまずの実績を示したのではないか、こういう認識であります。そこで、これは一回やったことでありますし、これを育てていていただき、もし具体的な実施上の問題点、あるいは技術的な問題点があるとするならば、それを是正しながらよりよい比例代表の制度にして、そしてそれで運用していくくという方向でいきたい、こういうのが私の考え方でございます。

そこで、一体何が問題点かと、こうお尋ねいたしましたけれども、またこれいろいろ問題点が出てきたりするわけでございますが、たとえば、あの場合に立会演説会も実はその一つでありまして、立会演説会といふものが何といいますか、形骸化してしまつたなどという感じが非常に強くしたわけでござります。それはあの場合の私どもの受けた率直な感覚じであったわけでございます。そういうことなどを始めとして、私は、選挙が終わつた時点で皆様方国会の御論議もいただき、また関係の選管の御意見もいただいてこの制度を何とか運営面において改善をして維持をしていきたい、こういう考え方を申し述べたのであります。

○多田省吾君 提案者の天野先生に政党法についてお尋ねいたします。

私は、去る九月十四日の代表質問で總理に質問

る、こういう発言をなさつたわけです。天野先生は自民党的選挙制度調査会長をいまおやりになっていると承っておりますが、本日はどうあれども、どのような勉強をなさつているのかお伺いしたいと思います。マスコミ報道では、政党法をつくつて、票数に応じたお金を国から支給できるようにするのも含まれているのだというような報道をなされておりますが、その辺簡単で結構ですから、大綱だけ、どのような勉強をなされているかお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(天野公義君) 選挙制度調査会には第一部会、第二部会、第三部会とありますし、それぞれ選挙運動とか定数とか、いろいろ分野に分けて御研究を願つてあるところでございまして、政党法担当の部会で御研究を願つておりますが、どういうものがいま主體となつてゐるかというところまではいっておりません。これからなお一層この政党法について勉強を重ねていきたいと思っていますところでございます。

○多田省吾君 最後に自治大臣に一点お尋ねします。それは海外邦人の一票行使についてでございます。

わが国の国民でありながら本人の意思に関係なく一票の道がいままで閉ざされてきたということは、憲法の基本的人権の上からも早急な対策が必要であることは論をまちません。もうすでに自治省、外務省を中心にして在外選挙の検討が相当進められていてると聞いておりますけれども、その経過と現状、見通しをひとつ簡明にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(岩田脩君) 大臣をお名指しでしたけれども、経過とおっしゃいましたので私から言わせていただきます。

この案件については、もうかれこれ二年ほど前から政府なり自民党的選挙制度調査会などを中心にしていろいろと御議論がございました。われわれも外務省との間の打ち合わせをやつてかなりまとまつたところまで来ております。すでに大綱に

しておられます。来年度の予算要求の成立を見まして、その後その立法措置についてまた御検討をいただきたいものと思つております。

○山中郁子君 昨日の審議と、それから本日の午前中に行われました参考人に対する質疑の中でも私はいよいよ明らかになつてきましたと思ひますのですが、この法律案の提案理由が、説明の文書によりましても「最近の選挙の実情にかんがみ」ということが一つです。それから「金のかからない選挙の実現に資するため」と、この二つによつて第一から第五までの改定を行おうとするものである、こういう御主張です。

それで、いままでお伺いしている範囲の中で、最近の実情にかんがみ選挙制度を改善するということは、たとえば交通通信手段が発達している、昔と違う、こういうお話ししか伺つております。これは一体どういうことを意味していらっしゃるのかお伺いをいたします。

○衆議院議員(天野公義君) 一番最近の選挙の実情というのは、ことしの地方選挙並びに参議院の選挙を實際やりまして、私どももその選挙に参加をしたり横から見たりいたしていだものでございました。

従来から、この選挙の実情に関して、選挙制度調査会でいろいろと期間短縮等の問題について研究を重ねてまいったところでござりますけれども、最近の選挙の実情を見てみますと、ある選挙では本当に長過ぎるという感を深うする選挙もございました。また、選挙期間が縮まるとするならばいろいろな意味で選挙費用も助かるのではないかということも感じさせられたわけでございました。そういうことを踏まえまして選挙制度調査会でいろいろと御議論を願いましてこの成案を得るに至つた次第でございます。

○山中郁子君 それでは全然わからないのでありますて、長過ぎるというのは、だれが長過ぎると言つているのか、思つているのか、そういうことでもうすでに何回も衆議院段階でも論議がありま

る、こういう発言をなさつたわけです。天野先生は自民党の選挙制度調査会長をいまおやりになつていると承つておりますが、本日はどうあれずっとのような勉強をなさつているのかお伺いしたいと思います。マスコミ報道では、政党法をつくつて、票数に応じたお金を国から支給できるようにするのも含まれているのだというような報道をなされておりますが、その辺簡単で結構ですから、大綱だけ、どのような勉強をなされているかお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(天野公義君) 選挙制度調査会には第一部会、第二部会、第三部会とありますし、それぞれ選挙運動とか定数とか、いろいろ分野に分けて御研究を願つてあるところをございまして、政党法担当の部会で御研究を願つておりますが、どういうものがいま主體となつてているかというところまではいつおりません。これからなお一層

しておられます。来年度の予算要求の成立を見まして、その後その立法措置についてまた御検討をいただきたいものと思つております。

○山中郁子君 昨日の審議と、それから本日の午前中に行われました参考人に対する質疑の中でも私はいよいよ明らかになつてきましたと思ひますのですが、この法律案の提案理由が、説明の文書によりましても「最近の選挙の実情にかんがみ」ということが一つです。それから「金のかからない選挙の実現に資するため」と、この二つによつて第一から第五までの改定を行おうとするものである、こういう御主張です。

それで、いままでお伺いしている範囲の中で、最近の実情にかんがみ選挙制度を改善するということは、たとえば交通通信手段が発達している、昔と違う、こういうお話ししか伺つております。これは一体どういうことを意味していらっしゃるのかお伺いをいたします。

○衆議院議員(天野公義君) 一番最近の選挙の実情というのは、ことしの地方選挙並びに参議院の選挙を實際やりまして、私どももその選挙に参加をしたり横から見たりいたしていだものでございました。

従来から、この選挙の実情に関して、選挙制度調査会でいろいろと期間短縮等の問題について研究を重ねてまいったところでござりますけれども、最近の選挙の実情を見てみますと、ある選挙では本当に長過ぎるという感を深うする選挙もございました。また、選挙期間が縮まるとするならばいろいろな意味で選挙費用も助かるのではないかということも感じさせられたわけでございました。そういうことを踏まえまして選挙制度調査会でいろいろと御議論を願いましてこの成案を得るに至つた次第でございます。

○山中郁子君 それでは全然わからないのでありますて、長過ぎるというのは、だれが長過ぎると言つているのか、思つているのか、そういうことでもうすでに何回も衆議院段階でも論議がありま

して、昨日もありましたし、参考人の皆さんの中からもお話をございましたけれども、むしろ短過ぎるぐらいだという声もたくさんあるのです。そうしたら、「最近の選挙の実情にかんがみ」というのは具体的に言うとどういうことなんですか。最近の選挙がどうだから期間を短くしたり立会演説会をなくしたりといふになさるのか、そのところを具体的におっしゃってください。

○衆議院議員(天野公義君) 先ほど申し上げましたように、かねてこの問題について検討をしていたところでござりますけれども、ことしの地方選挙あるいは知事選挙あるいは参議院の選挙等、われわれも参加した面もありますし、横から見た面もありますし、また、選挙制度調査会の委員の先生方もそれらの御体験を踏まえましていろいろ御議論をいただきまして結果成案を得たような次第でございます。

○山中郁子君 依然として何も具体的な事情をお示しになれないということだと思います。

それで、きのうも私は短い時間でしたので簡単につか申し上げませんでしたが、たとえば交通通信手段が発達しているとかいうふうなことでおっしゃるならば、それは当然のことながら、文明の発達ということによつてもたらされる利便は国民が享受すべきものであつて、そういうことによつてより多くの情報が国民、有権者に伝えられるならばいままで以上に多くの情報を伝えられてしかるべきであつて、それはもう歓迎すべきことであるわけです。本来選挙というのは、そもそもその政党の政策あるいはその候補者の政策、識見、人柄、そういうものとなるべくたくさん有権者の方に情報として供給する、これが選挙の本質でさえあるわけですから、たとえば通信手段が発達したとか、そういうことで短くしてもいいんだということは全く成り立たない。そもそも選挙というのは、政策や人柄、識見、そういうものを有権者によりたくさん、より豊富に伝えるべきものであるということについては御異存はないのですか。

○衆議院議員（天野公義君） 短縮をいたしました。その補いといたしまして、ラジオ、テレビの放送の増加あるいは経路放送を加えるというような位置をいたしたわけでございます。情報は多ければ多いほどいいわけございますが、逆にまた運動期間が長ければ長いほどいいというわけでもございませんので、最近の交通事情、あるいは情報の状態、あるいはテレビ、ラジオ等の増加、これらをいろいろと勘案をいたしまして、現下の情勢で言いますとこの原案程度が妥当ではないか、かように思つた次第でございます。

○山中郁子君 テレビあるいはラジオ等による政見放送をふやすということは、これはもちろん結構なんです。それはもちろんいろいろな一定の意識的な限界というのはありますようけれども、問題は、そういうことで補うから減らしていいのだというのでは議論が逆立ちしている。そういう利便が発達しているのだからさらにより豊富な情報情報を有権者に提供できる、そういう積極的な姿勢で選挙制度について取り組んでこそ、本当にその選挙というものの持つ本質に適応する実際の選挙運動ができるのだということを私は改めて申し上げておきます。提案者の御答弁あるいは理由の中にはそこをネグつて、そして、そのことを理由にしていままで一九六〇年以来九回にわたって改選を繰り返してきた。さらにその上にこうした大きな改悪をしようという、別なところでは、むしろ逆に有権者の知る権利を狹めるという道を進む以外の何物でもないということは、いまの御答弁の中からもそれは断定せざるを得ないことだと私は思います。

ところで、もう一つの理由になつております「金のかからない選挙の実現」ということですけれども、きのう私は片岡提案者にお尋ねをいたしました。それでお金がかかるなくなるというのの一で、そこまではいかないだろう、そういうお話をした。逆に、けさの参考人質疑の中でも、自

民黨の推薦なすつた、賛成されている参考の方も、実際の選挙は事前運動の分野で行われている、というふうに受け取られても仕方がないようないいアンスの発言が、御主張が何回も繰り返されました。実際問題として、そういうことだけではなく、日常的な培養、そして大がかりな買収選挙、そしてさまざま、二百万とか二百五十万とかといふものとは比較にならない次元でのお金が使われるためには金選挙の批判が国民党から起つてゐる、ということは御承知のとおりだと思います。金のかからない選挙という名目で、これも同じく有権者の知る権利を狹める、そういう内容を持つてゐるものであります。きょう参考人の皆さんの御意見を聞いて改めてそのことは確信をしたわけですけれども、その点について天野提案者の御意見をお伺いいたします。

お金の使い方についてメスを入れない限りは、あなた方が口実として言われる金のかかる選挙ということを解決していくことは何らならないということを改めて私は申し上げます。

それで、そういうお金をたくさんかける選挙を自民党の方たちはやつていらっしゃる。たくさん新聞にいろいろ出ていますね。だから、きのうは具体的な点に触れられませんでしたけれども、利益誘導、地位利用、ぐるみ選挙、こうしたもののが展開していくわけですね。

二つだけ例を申し上げますと、長野四区から前の建設省の公園緑地課長だった塩島さんが出られる。そしてこの方が、建設省の課長だった当時の大規模公園事業調査費を長野県につけた。そういうようなことから、全部地位そして利益誘導、そういうことで選挙が行われている。秋田でも、前参議院議員の野呂田さんが、やはりそういう官僚としての地位でもつて秋田に利益を誘導するんだと。だから、新聞の表現をかりますと、石田先生も秋田県に金をつける予算関係は余りやつてもらえない、野呂田さんは参議院議員の六年間秋田県のためによく動いてくれたと。そういう利益誘導型選挙、これが田中角栄選挙の形の全国への拡散だということをいま多く批判をされている。

つまり、選挙にさまざまな形でたくさんそういうお金を使う。法定選挙費用の一千万円とかいうことではない場所で使われる。したがつてそのお金は必要だ、だから利益誘導、地位利用、また企業ぐるみ、そうしたものが蔓延してきている。こういう関係になつていいわけですね。そのところにこそ本来本質的なメスを入れるべきだということを重ねて私は主張するものでありますけれども、天野提案者の御意見をお伺いいたします。

○衆議院議員(天野公義君) なかなかむずかしい問題でございまして、それらの点につきましては今後いろいろと研究をさしていただきたいと思います。

○衆議院議員(天野公義君)　よく知りません。  
○山中郁子君　それはいかにも白々しいお答えでありますて、あなた方がそういう実態がよく知りませんなんということはあり得ないのですけれども、現実をやはりちゃんと直視をしていただきたい。それで、そういうことがいま国民の政治不信

の有権者の立場を全く無視をしているだけではなくて、有権者の意見に全く相反することをやろうとしている、こういうふうに言われても仕方がないと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○衆議院議員(天野公義君) 私ども衆議院、参議院の者は、それぞれ選挙区に、私は東京でございまますから、都議会議員、区議会議員の選挙をいろいろお手伝いしたり、有権者と直接接しております。また町村のあるところの先生方も同様であると思います。そういう有権者との選挙を通じての

ておりますように、春の統一地方選挙で皆それを  
れ大変な体験をいたしてまいり、それぞれ有益な  
御意見を体してこられた先生方ばかりでございま  
す。したがつて、その体験に基づいた御判断とい  
うものにまさる貴重なものはないと思つております。

目の中では統一地方選挙を経た段階で来年の六月には衆議院の任期が来るというところで最も低これは取り上げようということになりましたのが、この御提案申し上げた内容でございます。

い。それで、そういうことからいま国民の政治不信が田中角栄有罪判決を一つの契機にして大きくなっているのだということに目を向けていただかなければ、選挙での金の問題は解決しない。そのことを私は強調したいと思います。

それからもう一つの問題は、本日参考人に質疑をいたしまして、これに賛成をなすつていらっしゃる全国町村会事務総長の皆川さんには私はこうい

五百で十分いじるてあるといふことでこの案をつくり、また六団体の御意見も承りました、いろいろな管理委員会の事務的なお話の方も承って、いけるということでこの原案をつくったような次第でございます。

○山中郁子君　いまおっしゃつたのは選挙管理委員会、六団体、これは、いずれも有権者の立場の方

○栗林卓司君 発議者にお尋ねをします。  
最近の選挙情勢にかんがみということで、その具体的な中身としては、直近の統一地方選挙と參議院選挙で、こうしたふれあいがござる、そ

す。ですからそういうお答えなんかいたれども、それではあなたは積極的にどういう理由でこのように期間を短縮するということに賛成なのかといふうにお尋ねをいたしました。そうしましたら皆川さんは、積極的に期間を短縮せよという意見は私は受けていらない、聞いていない、こういう御答弁でした。

なものじゃなくて、明らかにもうきちんとした強い姿勢でもってそれが述べられているんです。それを対して、感触だけでこんな大改悪を、しかも議員立法で押し通すなどということが許され得ないことだということは、もう当然はつきりしていると思います。

判と反対です。きょうの参考人の質疑でもそうでした。にもかかわらず、そのあるものについてでは、目をつぶつて、あるものは見ようとしないで、そして声なき声、全く実体のない、実体でお示しになさることができない声なき声によるんだと。そういうことならば、これは国民の、つまり選ぶ権利

つまり、もう一度確認しますけれども、提案者の側は、有権者の側からの、ぜひこうしてほしいという具体的な世論を、私たちを説得するに足りる合理的な背景を持つてない、そういうふうに言わざるを得ませんね。どうですか。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕  
○衆議院議員(天野公義君) この期間短縮の問題では、自民党選挙制度調査会はすでに長い間研究をいたして、いた問題でございます。恐らく数年研究を重ねて、いたものと、思います。たくさん研究項目があつたわけですが、それらの研究項目

○栗林卓司君　来年の六月任期いっぽいとします  
　やいろいろ改正をするとするならば、統一地方選挙並びに参議院の選挙が終わつたところで、その体験を踏まえまして、次の選挙にできるならば間違に合うようになつて出したこととは事実でござります。



よ。ポスターの下を見ると、小さく時局講演会と書いてある。一体何人集まるのか、そのためには枚まくのか、全部ノーチエックです。こうした問題について法律で規制するというのは、先ほどおつしやったようになかなかむずかしいというお話をでした。むしろ各党間で話し合いながら、地方別の個性も兼ね備えて持たせながら自主規制する方向をむしろ育てていく。

立会演説会であれば、なるほどいま空洞化していると思います。私もやつてみて一番困るのは泡沫候補なんです。間がぽかっとあいてしまいました。ぼかっとあいてしまったから、前にいる聴衆の人と後の聴衆の人と、ほううといたつて入れかわる。これでいいのだろうかと思いません。ところが、地方によつてはあの立会演説会をそつくり地方の放送局が撮つて映している。私、見ましたけれども、これはおもしろいんです。そうするといろんな工夫の仕方があるじゃないか。もともと百点というのはいま期待はできない。何とかしてそれを育てていこうではないかといつこで取り組んでいつて初めて下に足がついた選挙になるのじやないか。

そう考えてみると、立会演説会にしても、あるいは街頭運動の時間制限にしても、今度のようにならぬでいつて初めて下に足がついた選挙になるのが、いかがですか。

○衆議院議員(天野公義君) 先生のように良心的な先生ばかりが候補者になつていれば問題はないのですが、ございますが、なかなかそういうのが実情でございまして、ある程度の線を引きませんとあつさり枠をみ出されることになりますのでこうのことにならざるを得ないのだと、かようになつております。

○栗林卓司君 最後にお尋ねしますけれども、いろいろ事情があつてこの改正案提出になつたとしまして、失礼ですけれども、参議院選挙のことについて、衆議院の皆さんよりはわれわれの方が実際やつておりますから、より知つてていると言つても言い過ぎではないと思います。参議院の方へ

は、十八日に縮めるよという御相談は、当然のことながら法案の顔を見るまではされていなかつたわけです。われわれとすると、從前で結構ありますと、そうなりましたら当然修正、回付ということになりますね。回付をしていまの衆議院で受け取れるのか、実態はどうですか。

○衆議院議員(天野公義君) 運動期間十八日と決めたのは、党の選挙制度調査会に参議院の多くの先生方も参加をされて、いろいろ御議論の上決めてしまひたわけでございます。でき得べくんば、原案のまま何とかお通しを願えれば幸いだと思つております。

○栗林卓司君 一言だけ申し上げておきます。修正案を送つても受け取りようがないのでしょうか、いま衆議院は、ないに等しいのですよ。

本来だつたら、もうあれだけごちゃごちゃになつてしまつたのだから解散していかなければいけないのです。それをこの法案だけは通したいとか言うから、だれが見てもわからない国会運営になつてゐるので、ふんまんをどこにぶつけたらいいのかわかりませんので、これ以上言いませんけれども、まことに残念な事態だと私は思います。

○前島英三郎君 私もまことに残念な事態の中で幾つか質問をさせていただきますけれども、率直に私は、参議院選挙で皆様審判をいただいておりましたので、二十三日間では物足りないということになりましたが、前島英三郎君がやつておられたと申しあげたところだつたのです。本当に二十三日間はあつという間に過ぎますし、もつと行かなければならなかつたところもたくさんございました。テレビの公営という形が取り入れられましたけれども、それともN H Kがやつてゐるだけ。あれを、国が電波を監理しているのだからどううるよう、やはりそのくらいの構造でやつて、すべてその時間は政見放送になるというぐら

者の声として政策を訴えるのではなく、自分自身いなら、かなり公営という部分が私は生かされるだらうと思うのです。

そういう中においては、あとは私たちは、代弁者の方をやつたわけなんですか、自治大臣はこれをどう評価し、またどう反省をしておられるのか。あるいは投票率の低下についてはどう考えておられると思うのです。しかし、それが果たして

の声としてやはり主張していかなければならぬ。そういう意味では、全国区の中では立会演説会ありませんから、私たちはつじつじ、本当にサボのような形の選挙を展開してきたわけです。それが今度十八日間に切られていく。今までの推移を見てみると、三十日が二十五日になり、二十五日が二十日になり、根拠もなく五日ずつ減らしてきているわけですから、次は恐らく十日、こうなるだろと私は予測するのです。先ほども、ひそかにというようなお言葉がありましたので、ちょっと気になるんですけども、自民党の天野先生を中心とした選挙制度調査会では、次はどういう選挙制度を出してこようといま考えておられるか、その辺伺いたいと思います。

○衆議院議員(天野公義君) 次の課題は定数は正でござります。最高裁からああいう判断をいたしましたのでございまして、総論賛成、各論反対といふのは各党の偽らざる基本的な立場ではないかと思うのですが、私どももそういう嫌いが非常に強い。だから、定数は正の問題に真剣にこれから取り組んでいかなければならぬ。そしてまた、これの最終は各党の御協力を得ながらやつていかなければならぬ大問題であろう、かように思つております。

○前島英三郎君 定数は正という名をかりて小選挙区制、そしてあと一回全国区の比例代表制を取り入れた比例代表制の廃止ということじゃありませんか、いかがですか。

○衆議院議員(天野公義君) そういうことはいまのところは何も考えておりません。

○前島英三郎君 大変にその辺が唐突に、選ばれる側の論理、しかも、その選ばれる側の数の多い論理の中で手かせ足かせ、いろんな形で出てくるだけ。あれを、国が電波を監理しているのだから、どのチャンネルをひねつても政見放送が出てくるように、やはりそのくらいの構造でやつて、すべてその時間は政見放送になるといふことです。

○國務大臣(山本幸雄君) 金の問題は、少なくも五日間短縮されれば短縮されただけの金のかかり方には少くなるだろう、これは常識的にはそう考

おられるのか。本当に金がかからなかつたと自治大臣は胸を張つてお答えになれるかどうか、その辺をちょっと伺います。

○國務大臣(山本幸雄君) 今回の改正につきましては、それは時代が進展してくる、それにはいるべきだんだん変わつてくると思うのです。それで、期間短縮の問題も、先ほど来お話をございましたが、簡単な話が、終戦直後は自転車で候補者は走り回つたと。しかしそれが小型トラックになつて、いまやりっぱな宣伝カーになつてきました。それから道路はずいぶん便利になりました。

電話はほとんど全戸に行き渡りましたというようになりますか、方法といいますか、そういうものもやつぱりだんだん変わつてくると思うのです。

全体の選挙に要する費用の中では、どれくらいのウエートがあるか、それは私は個々の候補者によつていろいろ違うと思います。だから一概にそれは言えないと思います。しかし、十五日に短縮したことによつて何がしかの金のかからない選挙になることは私は間違いないだろう、こう思います。

○前島英三郎君 そこで、今度は自民党の選挙制度調査会の皆さん方がおる話し合われて議員立法の形で出された。まさに唐突に出されたわけですが、それでも、知事選、市長選、この辺の立会演説会まで奪つているわけです。地方選挙まで全廃する理由というのはどこにあるんですか、発議

○衆議院議員(天野公義君) 立会演説会が形骸化いたしておりますので、この際全廃した方がいいと皆さんの御意見が一致いたしましたので、全廃の法律案を提案いたした次第でございます。

○前島英三郎君 それは知事選、市長選なども含めてそういう判断をされたわけですか。

○衆議院議員(天野公義君) そうでございます。

○前島英三郎君 いすれにしましても、立会演説会も私は何回か傍聴に行つたことはあるのですが、やはり激戦といふものに対しては非常に有権者が燃えますよね。そういう意味では私は立会演説会の効果といふのは非常に多いと思うのです。それと同時に、先ほどいろいろな泡庭候補云々という話がありましたが、何人もこれは被選挙権は得られて、これはもう国民の権利として当然なんですね。だから、どういう候補が悪いからということで足かせをしていきますと、私は本当の民主主義はつぶれていつてしまふ、そういう気がするのです。ですから、どんな人もお金を供託して、そして自分も政治へ参加しようとする中において、そこはまさしく一つの大きな公営として今まで立会演説会が育ってきたということを考えますと、この立会演説会もすべて廃止するのではなくて、なぜ最低一日とか二日とかというものを少しも検討はなされなかつたのか。その辺はいかがですか。

○衆議院議員(天野公義君) 検討したことありますけれども、場所によつて大変な不公平の起きた場合が想定されるわけでございまして、廃止に踏み切つた次第でございます。

○前島英三郎君 きのうも私は申し上げましたけれども、耳の不自由な人の多くは、耳から言語が入つてこないため、残念ながら文章の読解力や作文力に恵まれていない。これは専門家がそう言っています。今度は選挙公報ということになるのですけれども、それも任意制の選挙公報の発行になつてゐるわけですね。その現実はどうですか。たとえば都道府県議会議員、いわゆる三千二百の市町村議員に至る中で、そういう意味で、候補者の考え方などといふものがすべての人に自治省の指導で育てられていますか。その辺の実態はどうですか。

○政府委員(岩田情君) 御承知のとおり、現在選挙公報の発行を義務づけられておりますのは都道府県知事までございまして、それ以下のたゞえば町村議員、都道府県議会議員、それから市長さん、町村長さんは、法律上は選挙公報の発行は義務づけられておりません。ただ、当該団体が条例をつくりました際には、選挙公報を発行することができます。それができるようになつております。それに基づきまして条例をつくつておりますところは、一々申上げませんが、たとえば町村でございましたら、町村長について選挙公報の制度を持つことができるようになつております。それに基づきまして条例をつくつておりますところは、たとえば郵便投票、これは在宅の重度障害者、寝たきり老人の方々に郵便投票という制度がありますね。郵便投票の場合、選舉期日の四日前までに投票用紙を請求するのが通常で、もっと前に請求しているケースがあるわけです。今度は町村の場合五日間です。五日間となりますが、投票用紙の発送が早くて選舉前五日ということになるわけですね。これはぎりぎりになるのです。郵便投票に頼らざるを得ない人々にとっては、十分に候補団体は、スペースとか字数とかいうのは団体によつて違うので、国の場合みたいな大きなものを出しているわけではございません。

○政府委員(岩田情君) ただいまお挙げになりました、町村長について選挙公報の制度を持つているものが四百八十ほどございます。これらの団体は、スペースとか字数とかいうのは団体によって、全部を把握しているわけではございませんが、その大部分の町村は、今までの選挙でも原稿の印刷から配布まで三日とか四日とかいった範囲でやつております。ありますので、今後こういうように期間が小さくなりましても、その中で大体支障なく発行ができるだらうと思いますし、われわれもそういう線で発行が続くよう指導し

てまいりたいと思つております。

○前島英三郎君 新たな日数が目前に迫つてゐるわけですから、たとえば、はがきの扱い、公報の配布、ポスターの掲示等々、運動する側、選挙サイドの実務の時間的配分、さらに有権者がそれを認知して判断するをする期間、そうしたもののある程度計算して自治省側は大丈夫と判断されているのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(岩田情君) 選挙運動の人間の動きといふことになると、ちょっとわれわれの方もよくわかりませんけれども、今度提案されましたような日数になりました場合の選挙の管理については、いろいろ工夫をしなければならぬ面ももちろんあります。けれども、何とかやつていけるのではないかと思っております。

○前島英三郎君 何とかやつていけるんじやないだろうかという形になつてしまふと、あなた方はどつちについているのかわからなくなつて僕らも質問に困るのだけれども、私心配しているわけですよ。

たとえば郵便投票、これは在宅の重度障害者、寝たきり老人の方々に郵便投票という制度がありますね。郵便投票の場合、選舉期日の四日前までに投票用紙を請求するのが通常で、もっと前に請求しているケースがあるわけです。今度は町村の場合五日間です。五日間となりますが、投票用紙の発送が早くて選舉前五日ということになるわけですね。これはぎりぎりになるのです。郵便投票に頼らざるを得ない人々にとっては、十分に候補者を吟味するいとまもなく投票しなければならない、こういうことになつてしまふと、こういふ意味の棄権といふか、あるいは政治から取り残されてしまうとかといふうなことは、これは重い、かなり大な問題だと思うのです。かなり無理があるのじやないかという気がするのですが、その辺はいかがですか。

○政府委員(岩田情君) ただいまお挙げになりました四日前というのは、身体に障害のある投票者が不在者投票するために選挙管理委員会の方に投

票用紙をくれとおっしゃる期限ですから、それに基づいて選挙管理委員会が送り返して有権者が方投票される。ですから、その部分は今回の短縮には余り関係がないわけです。関係があるとすればそれ以前の部分でございまして、つまり、選挙管理委員会に對して要求をなさつた、それから送り返す、そちら付近の日数がかかりますので御不便をかけるのではないかという点になると思ひます。

そこで、今まででもそういうのありますけれども、そういう郵便による不在者投票をなさる方は、選挙が始まる前でも投票用紙の請求はできたわけです。ただ選挙が始まると同時に投票用紙の請求をいただきまして、こちらからは選挙が始まつてからでないと投票用紙を差し上げなかつた。今度は、そういう面もございますので、ひとつ事前の請求に対しまして選挙管理委員会の方から事前に投票用紙をお送りしようということに踏み切るつもりでございます。そして、たとえば選挙を告示する日の前一日なら二日というところに日にちを決めまして、事前にいただきました請求に対しましては、その事前二日になつたときに選挙管理委員会から投票用紙を発送する、そうすれば大体選挙の告示の日にはお手元に着いているはずです。そこで吟味をいただいて、選挙管理委員会に間に合うように送り返していただく。これでいけば少なくとも今までのサービスは確保できるのではないか。もちろん、そのためには今まで以上に事前に前広に請求をしていただかなければなりませんから、そのことについては選挙管理委員会を通じまして、幸い、たとえばいまお話しの、在宅投票なさる郵便投票の方はリストに載つてわれわれの方にもわかつてゐるわけですから、事前の請求をしていただくようになつて十分指導をいたしました。

○前島英三郎君 そして今度は、聽覚障害者のテレビ放送に対する手話の問題ですけれども、やはりその辺はかなり自民党の選挙調査会の方でも落ちこぼしていたのじやないかというような気

がするのですけれども、きのう片岡さんは非常に前向きな答弁をなされました。天野さん自身は

○衆議院議員(天野公義君) きのう片岡議員が御答弁申し上げたように、われわれも、いまの問題にとのよろこび思っておられました。

○前島英三郎君 しかし、自治省の作業とすれば  
力していきたいと思っております。

○政府委員(岩田清君) 先ほどから、衆議院議員とですね。それはいかがですか。

ねがございまして、ちょっとお答えをいたしましたが……

○政府委員(岩田脩君) 　　と う よ う に 前 提 を 置 け  
ば、そ れ は ど て も そ の 間 に 準 備 を す る こ と は で き  
ら く こ ま つ て お み ま し 。

○前島英三郎君 そうしますと、今度の衆議院選挙は、三十数万、難聴者を含めますと五十数万のそろいの聞こえない、耳の障害のある人々に付

か。 ないと、こういうことで理解してよろしいですか。

○政府委員(岩田脩二) 演説会の手話というものにかわるべき直接の方法は、急にはいまの日程では見出すことはできまい

○前島英三郎君 だから、それが選ばれる側の、  
しかも大きな力の中で一つの法案をどんどん出

どんどん踏みにじつてしまつ一つの流れの中に、やはり自治省もそういうことだ加担していく

法案をつくり、法案が出されてきた経過の中に  
は、そういう一つの歴史的経過もあるわけです

昭和四十四年に初めて東京都で手話が立会演説会に採用され、それが全国にまたがつていつ

て、まやうな心と二ろは七累しかなべ。しかし、

これからどんどんそれが育つていこうという状況の中でこれをばつさり——この衆議院選挙では、

にも出しませんというようなことで、本当に皆さんは納得できる説得力をあなたは行政側として持つべきで、そして最後に二つの同つながりよう

は質問を次にバトンタッチしたいと思ふんです  
が、いかがですか。そして、大体次回からはでき  
る限り、もう一つの気持を二二ではつきり出しま

○政府委員(岩田脩君)　おっしゃるとおりでござ  
りますて、立会演説会がなくなつてしまふ以上、  
いたたきたい、手話はできますよ。

いろいろな意見があると思いますが、筆者  
とところわれわれは、難聴者に対する文字サービス  
といいますか、選挙公報の果たす役割りというも

摘になりましたように、難聴者が実は活字とは縁が遠いのである、ある意味で活字からも疎外され

このところ急に世に知られるようになった、その意味での認識は今回新たに開かれた一つの認識で

これから先の問題につきましては、昨日NHK側を呼んでの先生の御質問の中にもあらわれました

すけれども、いまのお話のありました認識にも立ちまして、ひとつ研究を進めさせていただきたいと思つております。

○委員長(松浦功君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日 加藤武徳君及び田中正巳君が委員を當任され、その補欠として宮島滉君及び竹山裕君が選任されました。

暫時休憩いたしま

午後四時四十六分開会

○委員長(松浦功君) ただいまから選挙制度に関する特別委員会を再開いたします。

公職選舉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案について質疑を終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○山中郁子君 委員長、動議。

○委員長(松浦功君) 山中君。

○山中郁子君 私は、質疑の打ち切りに反対し、質疑の継続を求める動議を提出いたします。

理由は、本法案の審議が全くされていないからであります。どなたもみんなそうおつしやつている。公職選挙法改正案の審議については、議会制民主主義の基礎にかかる重要な性格に照らし、公聴会開催、十分な質疑時間の保証などが必要であります。特に從来公聴会を開くことは慣例とされてきました。これらを行うために本法案の審議を継続すべきであります。

以上が動議の提出の理由です。

○委員長(松浦功君) ただいま山中君から本案の質疑を継続することの動議が提出されましたので、まず、これについてお諮りいたします。

ただいまの動議に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松浦功君) 挙手少數と認めます。よつて、山中君の動議は否決されました。

それでは、本案について質議は終局することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(松浦功君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

本案の修正について上野雄文君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

上野雄文君。

○上野雄文君 私は、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合及び参議院の会を代表し、本案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は先ほどお手元に配付されております案文のとおりでございますが、私からその趣旨について御説明を申し上げます。

まず第一点は、選挙期間についてでございますが、きのうからきょうにかけての審議でもたびたび発言がありました、衆議院議員の選挙については今回の改正のように十五日間にしてもよろしいでしよう。しかし、その他の選挙については現行どおりでいいといったいたい。案文の整理では、一ページから二ページの後段にかけてまでが整理をした案文でございます。

二つ目は、選挙運動の時間については現行どおり午前七時から午後八時までとする、こういうことで従前どおりの形を守つてもらいたいということがあります。

それから三番目につきましては、立会演説会を全廃をするということは許されないことだという立場から、いろいろ創意工夫をこらす点などもあることと存じますが、一選挙区最低二回とし、二回以上五回以内で開催をする、こういうことで立会演説会の制度を存続をさせる、そういう修正立会演説会の制度を存続をさせる、そういう修正であります。

さらに四番目に、政策宣伝のための確認団体が使う車についてでありますけれども、余りにも少ないとのことから、選挙区で候補者を立てている政党は一台に限つて使うことができるようになります。それは衆議院、参議院、知事、都道府県、指定都市まで及ぼしたらどうか。さらに、比例代表選挙について、候補者の数だけ政策宣伝の車を認めるというものにしていいたらどうか。こういうことの提起をいたしたわけでございます。

今回の改正案に対する修正案でありますから、この条文の整理等については大変入り組んでややこしく、一見してすぐにわかりづらい中身になってしまりますけれども、この全体を通じていま私が申し上げました四点を整理してこの中に記載いた

しましたので、その点についての御理解を賜りたいと思うわけであります。もちろん私ども、今日

が全く反映されず、民主政治の根幹にかかるることを指摘しないわけにはまいりません。

ぜざるを得ません

く、一方的に期間を短縮し、そして国民が望んで  
はる言別訪問の自由化等をなおざりにしてはるの

までこの一部改正案の審議に当たつて、何といつても参議院があらかじめたがをはめられた審議日程、そして法律案が通らないうちに事実上選舉の日程が決められているなどという、まさに異常な事態の中での審議を行わざるを得ないというう

第三に、原案は、選挙期間の短縮、選挙運動時の間の短縮、立会演説会の廃止など選挙運動時をますます狭める内容でありまして、公選法はもちらんのこと憲法の精神にも反するからであります。

法の一部廃止を主な内容とするものであります  
が、国民の側から見て、そのように改正する理由  
がないだけでなく、運動が期間中に限られる現行  
法のもとにおいては、このようない改正是選挙から  
ますます有権者を遠ざけ、選挙運動の自由を制限す

とはきわめて遺憾の事態であります。こんなことが二度と行われてはならない、こういうことを私はどもは痛感いたしているものでございまして、民主主義の基本ともなるべき手続の法律でありますだけに、お互いに今日までの長い歴史、そういうものを尊重しながら大切に扱っていただきたい、こういう立場を強調いたしたいと思うものであります。

わが党は、公明党・国民会議・民社党・国民連合、参議院の会とともに、原案に対し反対の立場から四点の修正を求める修正案を提案しております。

以上 非常に簡単でありますけれども 私から  
今回の修正案の中身について御説明を申し上げな  
次第であります。皆さんの御賛同をお願い申し上  
げます。

○委員長(松浦功君) ただいまの修正案に対し質  
疑はございませんか。——別に御発言もないよう  
でございますから、質疑はないものと認めます。  
これより原案並びに修正案について討論に入り  
ます。

原案に反対し、修正案に賛成の立場から強く見せん、解を述べて終わります。

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表して、自民党提案の公職選挙法の一部を改正する法律案について反対し、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会共同提案による修正案について賛成の討論を行うものであります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○大木正吾君 私は、日本社会党を代表いたしまして、原案に反対し、修正案に賛成の立場で討論を行います。

およそ、選挙制度は、議会制民主政治の根幹をなすものであり、選挙は有権者が直接政治に参加する唯一の機会であります。よって、有権者がみなずから主体となつて公正かつ自由に政党や候補者を選択できるよう、あくまでも選ぶ側の立場に立

まず、原案は作成過程の手続におきまして問題がござります。特に、提案者が、野党との相談をしたなどと繰り返し申し述べていることは納得ができません。さらに、事实上の選挙が始まらんとしている事態の中での審議でございまして、十分な審議ができないからであります。このようないことは今後絶対に繰り返してはならないと思うからであります。

つてルールづくりをするということから構成されていなければならないものであります。したがつて、十分国民にも理解を得るためにも慎重に検討し、各政党の合意を得て制度改善を図るというのが当然であり、提案の絶対要件であると考えるのであります。しかししながら、わが国においては、選挙制度の改定については、常に国民が不在であると指摘されておりますが、この傾向が特に

第二に、代議政治、民主主義の原点とも言える公選法の改正において、選舉する国民の側の見解

最近目立ち、選ばれる側の都合、特に政権政党の足場固めの発想だけで提案されることが多いと断

運動の自由及び自由化の問題と密接不可分の関係にあることは言うまでもありません。選挙運動の自由化との関連で期間を短縮するというのでな

態がないように強く熱望する次第であります。  
以上で終わります。

第二十一部



以上でござります。

○委員長(松浦功君)　ただいま田沢君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松浦功君)　多數と認めます。よつて、田沢君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。山本自治大臣。

○國務大臣(山本幸雄君)　ただいま議決されまして、附帯決議につきましては、政府といたしましても、その趣旨に沿つて努力をしてまいる所存でございます。

○委員長(松浦功君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松浦功君)　「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松浦功君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(松浦功君)　これより請願の審査を行います。

第六二七号公職選挙法の改悪反対に関する請願外百四十八件を議題といたします。

請願の願意につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、百四十九件全部を保留することに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松浦功君)　次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

選挙制度に関する調査につきましては、閉会中

もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要請書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松浦功君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松浦功君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十三三分散会

〔参考〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定を削る。

第三十二条第三項の改正規定及び第三十三条第五項の改正規定を削る。

第三十四条第六項の改正規定を次のように改める。

第三十四条第六項の改正規定を削る。

第三十二条第六項中「定」を「定め」に、「除外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「及び指定都市の長」を削り、「少くとも二十日」を「少なくとも十五日」に改め、同項中同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも二十日前に

第八十六条の改正規定を次のように改める。

第八十六条第一項中「二日間」の下に「(衆議院議員の選挙については、その選挙の期日の公示又は告示又は告示されたその他の選挙を除く。)」について公職選

は告示があつた日)」を加え、同条第二項中「期間内」の下に「(衆議院議員の選挙については、その選挙の期日の公示又は告示があつた日)」を加え、同条第五項中「期間内」の下に「(衆議院議員の選

挙にあつては、その選挙の期日の公示又は告示があつた日)」を、「経過した後」の下に「(衆議院議員の選挙にあつては、その選挙の期日の公示又は告示があつた日後)」を加え、同条第十項中「未日までに」の下に「(衆議院議員の選挙については、その選挙の期日の公示又は告示があつた日)」を加える。

第八十六条の二第二項の改正規定、第一百四十五条の二第一項の改正規定、第一百四十三条の二の改正規定を削る。

第一百五十三条に次の一項を加える。

2 立会演説会の開催の回数は、一の選挙区(都道府県知事の選挙については、その選挙の行われる区域)につき二回以上五回以内とする。

第五百五十五条の四の改正規定、第一百五十二条から第一百六十条の二までの改正規定、第一百六十四条の二第四項及び第五項の改正規定、第一百六十四条规定の三第一項の改正規定、第一百六十四条の六第一項の改正規定、第一百六十五条の改正規定、第一百六十五条の二の改正規定並びに第一百六十六条の改正規定を削る。

第三百六十八条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第三百六十八条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第三百六十八条第一項中「四日間」の下に「(衆議院議員の選挙にあつては、二日間)」を加える。

三 第二百一条の四第九項の改正規定、第二百一十二条の改正規定、第二百一十三条第一項の改正規定、第二百四十三条第一項第八号の改正規定、第二百四十四条第五号の改正規定、第二百五十二条の二第一項の改正規定、第二百五十二条の三第一項の改正規定、第二百四十三条第一項第九号の改正規定、第二百六十二条第三号の改正規定

及び第二百六十四条第三項の改正規定を削り、本則に次の五改正規定を加える。

第二百一一条の五第一項第三号を次のように改める。

三 政策の普及宣伝(政党その他の政治団体の発行する新聞紙及び雑誌の普及宣伝を含む。以下同じ)及び演説の告知のための自動車の使用については、所属候補者を有する選挙区ごとに政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

選挙にあつては、その選挙の期日の公示又は告示があつた日)」を加え、同条第二項中「所屬候補者」の下に「(名簿登載者を含む。)」を加える。

第二百一一条の七第一項中「、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者の数に相当する台数において当該名簿登載者の数にかかるわらす、一台とし」を削り、同条第二項中「、同項第三号に規定する自動車の台数は、所属候補者(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、名簿登載者)の数にかかるわらす、一台とし」を削る。

第二百一一条の八第一項第三号を次のように改める。

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、所属候補者を有する選挙区ごとに政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台

第三条 昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙(施行日前にその期日を告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日から起算して三月を経過した日前にその期日を告示されるその他の選挙を除く。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律

第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法(以下「昭和五十七年改正前の法」という。)の規定を適用する場合における昭和五十七年改正前の法第三十四条第六項、第八十六条第一項、第二項、第五項及び第十項、第一百五十二条、第一百六十八条第一項、五百五十三条、第一百六十八条第一項、第二項、第五項及び第十項、第一百五十三条、第一百六十八条第一項、第二百一条の七及び二百二十二条の七並びに第二百二十二条の八の規定によるものとする。この場合において、新法第八十六条第一項中「公職の候補者(参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「公職の候補者」と、同条第五項中「参議院(選挙区選出)議員及び」とあるのは「参議院(選挙区選出)議員並びに」とあるのは「参議院(地方選出)議員並びに」と、「参議院(選挙区選出)議員並びに」と、「二日までに」とあるのは「二日までに、参議院(全国選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに」と、新法第一百五十二条第一項及び第三項中「参議院(選挙区選出)議員」とあるいは「参議院議員」と、新法第一百六十八条第一項中「衆議院議員、参議院(選挙区選出)議員及び都道府県知事の選挙において公職の候補者」とあるのは「公職の候補者」と、「及び参議院地选挙区選出議員」とあるのは「及び参議院地方選出議員」と、「選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙について)」と、新法第二百一条の七第二項において準用する新法第二百一条の六第一項第三号中「当該名簿登載者」とあるのは「参議院(全国選出)議員に係る所属候補者」とする。

附則第八条中第三条の改正規定を削る。

附則第八条中第三条第一項の表の改正規定

中「一、六六〇、二六〇」を「一、五八六、五五二」に、「一、六五二、三四八」を「一、五七九、〇六六」にを削り、同表第二項の表の改正規定中「六三七、六二五」を「五六六、〇四二」に、「六三三、八一三」を「五六二、六五六」にを削る。

附則第八条中第十条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十三条第二項の表の改正規定及び第十七条の改正規定を削る。

附則第九条を次のように改める。  
(改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分等)

第九条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新基準法」という。)の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙(昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く)から適用する。

2 昭和五十八年六月三日前にその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙(施行日前にその期日を公示されたものを除く。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を適用する場合における同法第六条第一項及び第二項の規定に定める衆議院議員の選挙の執行経費の基準については、これらの規定及び国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第四号)附則第三項の規定にかかわらず、当該衆議院議員の選挙の執行経費の基準について定める新基準法第六条第一項及び第二項の規定の例によるものとする。

3 施行日前にその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。